

令和6年版

# 環境公害関係条例・規則集

和歌山県



## 目 次

- 1 和歌山県環境基本条例
- 2 和歌山県公害防止条例
- 3 和歌山県公害防止条例施行規則
- 4 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例
- 5 和歌山県公害防止条例第1条の2第6項に規定する指定工場を定める条例
- 6 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（抄）
- 7 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 8 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例
- 9 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例施行規則
- 10 大気汚染防止法による硫黄酸化物に係る総量規制基準
- 11 大気汚染防止法による燃料使用基準
- 12 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準
- 13 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
- 14 騒音・振動・悪臭の地域指定等に関する告示
- 15 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー



# 和歌山県環境基本条例

平成9年10月9日

条例第41号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 環境の保全のための施策等（第11条—第26条）

第4節 地球環境保全の推進（第27条）

第5節 環境の保全に関する施策の推進体制の整備等（第28条—第30条）

第6節 環境の保全のための観光旅行者等の協力（第31条）

第3章 和歌山県環境審議会（第32条—第39条）

附則

黒潮洗う海岸線、緑豊かな山々、清らかな河川など、私たちのふるさと和歌山の恵み豊かな環境は、今日までこの地に生きるものに多くの恩恵をもたらしてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展に伴い、生活様式の多様化が進み、私たちの生活の利便性が高まるとともに物質的な豊かさをもたらされている一方で、生活排水等による水質汚濁、自動車交通騒音、廃棄物の排出量の増大等のいわゆる都市型及び生活型の環境問題が顕在化してきている。また、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が、地域の環境を損なう原因となるにとどまらず、生態系の均衡や地球環境にまでも影響を及ぼし始めている。

私たちは、健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を確保し、その恵沢を享受するとともに、この健全で恵み豊かな環境を適切に保全すべきことを優先的に配慮し、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

和歌山県は、これまで工業地域を中心として生じた大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対し、その改善を図るための施策を積極的に推進してきた。今後、さらに、快適で住みよい和歌山を実現するため、環境の保全に関する施策を市町村、事業者及び県民とともに総合的かつ計画的に推進することが必要である。

このような認識に立ち、すべての人の参加と連携の下、自然と人間とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境を将来にわたって維持するように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図りながら、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 削除

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、そ

の事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第 7 条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市町村との連携)

第 7 条の 2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村との連携を図るものとする。

(年次報告)

第 8 条 知事は、毎年、環境の状況及び県の環境の保全に関する施策についての報告を議会に提出しなければならない。

## 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

### 第 1 節 施策の策定等に係る指針

(施策の策定等に係る指針)

第 9 条 県は、基本理念にのっとり、この章に定める環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。

### 第 2 節 環境基本計画

(環境基本計画)

第 10 条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、和歌山県環境審議会の意見を聴かな

なければならない。

- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 土地利用又は公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- (3) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (4) 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (5) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第1号又は第2号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるよう誘導することを目的とする施策であって、その負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものに関し、その施策を実施した場合における効果、影響等について調査し及び研究するよう努めるとともに、その施策を実施する必要がある場合には、その施策を活用

して環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 15 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源及びエネルギーの合理的な利用等の促進)

第 16 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の合理的な利用及び資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民によるエネルギーの使用の合理化、エネルギーの効率的な利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用並びに未利用のエネルギーの活用が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(森林の保全)

第17条 県は、県土の多くを占める森林が災害の発生を防止し、及び水源をかん養するとともに、多様な生物の生息及び生育の地となり、並びに自然と人間との触れ合いの場として常に県民に潤いと安らぎを与えてくれていることにかんがみ、森林の保全に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(水環境の保全)

第 18 条 県は、清らかな川、雄大な海及び複雑な地形を織りなす海岸が県民に有形無形の豊かな恵みをもたらすとともに、多様な水生生物を育てていることにかんがみ、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(快適環境の創造及び保全)

第 19 条 県は、水と緑とに親しむことができる生活空間の創造、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産を有する歴史的環境の保全その他の快適環境の創造及び保全を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 20 条 県は、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 21 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（第 23 条において「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の普及)

第 22 条 県は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その実施及び体制の整備並びに実行状況の点検等からなる環境管理について調査及び研究を行い、その普及を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 23 条 県は、第 20 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに第 21 条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。この場合において、県は、当該情報を提供することにより絶滅のおそれのある野生動植物の保護に支障を来す等の弊害が生ずることがないように配慮しなければならない。

(調査の実施)

第 24 条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策を策定するために必要な調査を行うように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 25 条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(試験研究体制の整備等)

第 26 条 県は、環境の保全に関する試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第 4 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 27 条 県は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、生物多様性の保全その他の地球環境保全に資するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 第 5 節 環境の保全に関する施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 28 条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市町村への支援等)

第 29 条 県は、市町村が行う環境の保全に関する施策の総合調整を行うとともに、技術的な助言その他の支援を行うように努めるものとする。

2 県は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第 30 条 県は、環境の保全に関する施策に市町村、事業者及び県民の意見が適切に反映されるように努めるものとする。

## 第 6 節 環境の保全のための観光旅行者等の協力

(環境の保全のための観光旅行者等の協力)

第 31 条 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めるものとする。

## 第 3 章 和歌山県環境審議会

(所掌事務)

第 32 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項の規定に基づき設置する和歌山県環境審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第 10 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法令及び他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 33 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 34 条 審議会に、会長及び副会長 2 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。

(会議)

第 35 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会及び特別委員)

第 36 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び特別委員で組織する。
- 3 特別委員は、優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(専門委員)

第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、審議会又は部会に出席して意見を述べるができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第38条 審議会の庶務は、知事の事務部局において処理する。

(委任)

第39条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に次項の規定による改正前の和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）第43条の規定により審議会の委員に任命された者は、第33条の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。

(和歌山県公害防止条例の一部改正)

- 3 和歌山県公害防止条例の一部を次のように改正する。

目次中「／前文／第1章／総則（第1条—第16条）」を「第1章 総則（第1条—第16条）」に、「第6章 和歌山県環境審議会（第42条—第49条）」を「第6章 削除」に改める。

前文を削る。

第1条第1項中「「公害」とは」の下に「、環境の保全上の支障のうち」を加え、「掘さく」を「掘削」に改め、「生活環境」の下に「(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)」を加え、「被害を」を「被害が」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(目的)

第1条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県、市町村及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第2条の見出しを「(事業者の責務)」に改める。

第3条中「又は」を「及び」に改める。

第5条を次のように改める。

(廃棄物の処理等)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければ

ならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が使用され、又は廃棄されることによる公害の発生を防止するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国、県及び市町村の施策に協力しなければならない。

第6条の見出しを「(県の責務)」に改め、同条中「使命を達成する」を削る。

第9条から第13条までを削り、第14条を第9条とする。

第15条の見出しを「(市町村の責務)」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の5条を加える。

(県民の責務)

- 第11条 県民は、国、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第12条から第15条まで 削除

第19条の見出しを「(土壌及び地下水の汚染の防止等)」に改め、同条第1項中「を含む排水」を「及びその物質を含む水」に改め、同条第2項中「及び排水」を「及びその物質を含む排水」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第42条から第49条まで 削除

(和歌山県公害防止条例第1条第7項に規定する指定工場を定める条例の一部改正)

- 4 和歌山県公害防止条例第1条第7項に規定する指定工場を定める条例(昭和47年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「第1条第7項」を「第1条の2第6項」に改める。

本則中「第1条第7項」を「第1条の2第6項」に改める。

(和歌山県自然環境保全条例の一部改正)

- 5 和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、和歌山県環境基本条例(平成9年和歌山県条例第41号)

第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、同条の次に次の4条を加える。

第5条から第8条まで 削除

附 則(平成12年3月27日条例第39号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 14 日条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

（和歌山県自然環境保全条例の一部改正）

2 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 和歌山県自然環境保全審議会（第22条）」を「第4章 削除」に改める。

第9条中「和歌山県自然環境保全審議会」を「和歌山県環境審議会」に改める。

第4章を次のように改める。

第 4 章 削除

第 22 条 削除

（和歌山県自然公園条例の一部改正）

3 和歌山県立自然公園条例（昭和 34 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第5条中「和歌山県自然環境保全審議会」を「和歌山県環境審議会」に改める。

# 和歌山県公害防止条例

昭和46年7月19日  
条例第21号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第16条)
- 第2章 工場等に関する規制(第17条—第35条)
- 第2章の2 石綿に関する規制(第35条の2)
- 第3章 特定建設作業に関する規制(第36条・第37条)
- 第4章 拡声機の使用及び深夜営業等による騒音に関する規制(第38条—第39条の2)
- 第5章 自動車等に関する規制(第40条・第41条)
- 第6章 削除
- 第7章 雑則(第50条—第57条)
- 第8章 罰則(第58条—第64条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義等)

第1条の2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、<sup>ふっ</sup>素、<sup>フッ</sup>化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質で規則で定めるものをいう。

4 この条例において「排水」とは、工場等から公共用水域に排出される水をいう。

5 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、排水、騒音、振動及び悪臭をいう。

6 この条例において「指定工場」とは、著しく人の健康又は生活環境を阻害するばい煙等を発生し、排出し、又は飛散する工場であって別に定めるものをいう。

7 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設(指定工場に設置される施設を

除く。)のうち、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散するものであって規則で定めるものをいう。

- 8 この条例において「工場等」とは、指定工場及び特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 9 この条例において「特定工場等」とは、特定施設（騒音又は振動に係るものに限る。）を設置する工場又は事業場をいう。
- 10 この条例において「特定建築材料」とは、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 11 項に規定する特定建築材料をいう。
- 11 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。
- 12 この条例において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。))を除く。)をいう。
- 13 第 6 項の規定により指定工場を別に定めるに当たっては、あらかじめ、和歌山県環境審議会において調査審議するものとする。

#### (事業者の責務)

第 2 条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

#### (公害発生源の管理等)

第 3 条 事業者は、その管理に係る公害の発生源については細心の注意をもって管理し、公害が発生しないように常に監視するとともに、国、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

#### (生活環境の確保)

第 4 条 事業者は、その事業活動により発生するばい煙等の濃度及び量がこの条例の規定に違反しない場合においても、生活環境の向上を図るため、ばい煙等の濃度及び量の減少に努めなければならない。

#### (廃棄物の処理等)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が使用され、又は廃棄されることによる公害の発生を防止するように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国、県及び市町村の施策に協力しなければならない。

#### (県の責務)

第 6 条 県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町村が行う公害の防止に関する施策の総合調整に当たるものとする。

#### (地域公害防止計画の策定)

第 7 条 知事は、公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域において、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域について、地域公害防止計画を策定し、その達成のために必要な措置を講じなければならない。

(監視及び測定の実施)

第 8 条 知事は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視及び測定を行わなければならない。

(公害の防止に関する協定)

第 9 条 知事は、公害を防止するため必要があるときは、事業者との間において、公害の防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。

第 10 条 削除

(県民の責務)

第 11 条 県民は、国、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(市町村との連携)

第 12 条 県は、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村との連携を図るものとする。

第 13 条から第 15 条まで 削除

(環境上の基準)

第 16 条 知事は、大気汚染、水質汚濁及び騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で必要な基準(以下「環境基準」という。)を定めるものとする。

2 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 知事は、環境基準を定めようとするときは、和歌山県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを改定し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならない。

## 第 2 章 工場等に関する規制

(排出基準等の設定)

第 17 条 知事は、工場等における事業活動に伴って発生し、排出し、又は飛散するばい煙等の濃度又は量についての許容限度(以下「排出基準」という。)を定めなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、排出基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 知事は、排出基準によっては環境基準を維持することが困難である場合は、必要に応じて、工場等について適用すべき基準として、設備基準及び燃料基準を定めることができる。

4 前項の設備基準又は燃料基準が定められた場合において、当該設備基準又は燃料基準を遵守している者については、排出基準を適用しないものとする。

5 第 3 項の設備基準は、工場等の公害防止設備に関する基準とする。

6 第 3 項の燃料基準は、工場等において使用される燃料の硫黄含有率の許容限度とする。

(排出基準等の遵守)

第 18 条 工場等の設置者は、排出基準又は設備基準若しくは燃料基準を遵守しなければならない。

(土壌及び地下水の汚染の防止等)

第 19 条 工場等の設置者は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、当該工場等から規則で定める物質及びその物質を含む水を地下に浸透させてはならない。

2 工場等の設置者は、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、施設(特定施設その他法令で規定する施設を除く。)及びたい積物等から水質を汚濁する物質及びその物質を含む排水を排出させてはならない。

(指定工場設置の許可)

第 20 条 ばい煙等により人の健康又は生活環境を著しく阻害し、又は著しく阻害するおそれのある地域であって規則で定める地域において指定工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 指定工場の名称及び所在地

(3) 業種及び工程

(4) 施設の名称、構造及び配置

(5) ばい煙等の処理の方法

(6) 製造、加工工程から発生する残さい物の種類、発生量及び処理の方法

(7) その他規則で定める事項

3 知事は、前項に定められた申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る工場から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合すると認めるときは、第 1 項の許可をしなければならない。

4 知事は、第 1 項の許可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

5 知事は、第 1 項の規則で定める地域を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(指定工場の変更の許可)

第 21 条 前条第 1 項の許可を受けた者は、同条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の許可について準用する。

(経過措置)

第 22 条 一の工場が指定工場となった際現にその工場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該工場が指定工場となった日から 60 日以内に、第 20 条第 2 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、第 20 条第 1 項の許可を受けた者とみなす。

(使用開始の制限)

第 23 条 第 20 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工場の設置又は変更の工事が完成したときは、その日から 15 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、知事の確認を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の

変更部分の使用を開始してはならない。

(特定施設の届出)

第 24 条 特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造及び配置
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 騒音規制地域（騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域及び騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。）内において工場又は事業場（特定施設（騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。）が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

3 振動規制地域（振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。）内において工場又は事業場（特定施設（振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 振動の防止の方法
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

4 第 20 条第 5 項の規定は、騒音規制地域（第 2 項の規則で定める地域に限る。）又は振動規制地域（前項の規則で定める地域に限る。）を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(経過措置)

第 25 条 一の施設が特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。以下この項において同じ。）となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、前条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 一の地域が騒音規制地域となった際にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設（騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となった際に騒音規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地

域が騒音規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 3 一の地域が振動規制地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設（振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となった際現に振動規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が振動規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第3項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）

- 第26条 第24条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第24条第2項又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 3 第24条第3項又は前条第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第3項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（計画変更勧告及び計画変更命令等）

- 第27条 知事は、第24条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、配置又は使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。
- 2 知事は、第24条第2項又は前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
  - 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
  - 4 知事は、第24条第3項又は前条第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
  - 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第 28 条 第 24 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設の設置又はその届出に係る事項の変更に着手してはならない。

2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定による届出に係る特定施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が排出基準に適合すると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 29 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項を変更したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第 20 条第 1 項の許可を受けた者 その許可に係る同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項
- (2) 第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者 その届出に係る第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項
- (3) 第 24 条第 2 項又は第 25 条第 2 項の規定による届出をした者 その届出に係る第 24 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項
- (4) 第 24 条第 3 項又は第 25 条第 3 項の規定による届出をした者 その届出に係る第 24 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項

2 第 20 条第 1 項の許可を受けた者又は第 24 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 25 条各項の規定による届出をした者は、当該指定工場又は当該特定施設の使用を廃止したとき（第 24 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 25 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき）は、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第 30 条 第 20 条第 1 項の許可を受けた者又は第 24 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 25 条各項の規定による届出をした者からその許可に係る指定工場若しくはその届出に係る特定施設（第 24 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 25 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による届出に係る特定施設については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全て）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 20 条第 1 項の許可を受けた者又は第 24 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 25 条各項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その許可に係る指定工場又はその届出に係る特定施設（第 24 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 25 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による届出に係る特定施設については、当該届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全て）を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定工場若しくは当該特定施設を承継した法人は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 20 条第 1 項の許可を受けた者又は第 24 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 25 条各項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令等)

第 31 条 知事は、第 20 条第 1 項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、工程又は施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又は指定工場内の施設の使用若しくは作業の一時停

止を命ずることができる。

(1) ばい煙等が排出基準に違反しているとき。

(2) 第 20 条第 1 項の許可に付した条件に違反しているとき。

- 2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者が、その特定施設について前項第 1 号に掲げる事項に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法の改善その他必要な措置をとることを命じ、又はその特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 22 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者については、当該工場が指定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から 6 か月間(当該工場又は当該施設が規則で定めるものである場合にあっては、3 年間以内で規則で定める期間)は適用しない。
- 4 知事は、騒音規制地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 6 前 2 項の規定は、第 25 条第 2 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、騒音規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から 3 年間は、適用しない。ただし、その者が第 26 条第 2 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。
- 7 知事は、振動規制地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 9 前 2 項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、振動規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から 3 年間は、適用しない。ただし、その者が第 26 条第 3 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。

(許可の取消し)

第 32 条 知事は、前条第 1 項の規定による一時停止の命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定工場の設置の許可を取り消すことができる。

(改善措置等の届出)

第 33 条 第 31 条第 1 項、第 2 項、第 5 項又は第 8 項の規定による改善その他必要な措置の命令を受けた者は、その命令に基づき改善その他必要な措置をとったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出て確認を受けなければならない。

(緊急時の措置)

第 34 条 知事は、大気汚染が著しくなり、又は公共用水域の一部の区域について異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる

おそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、工場等の設置者に対し、ばい煙等の排出量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第 35 条 工場等の設置者は、事故により当該工場等からばい煙等を異常に発生させたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その事故の状況及びその原因並びにその事故についての応急措置の内容及び復旧工事の計画を知事に届け出なければならない。

## 第 2 章の 2 石綿に関する規制

(建築物等の所有者等の努力義務)

第 35 条の 2 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の所有者(当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者)は、当該特定建築材料の損傷、劣化等により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 3 章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第 36 条 住居が集合している区域等であつて、特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第 20 条第 5 項の規定は、第 1 項の規則で定める区域を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第 37 条 知事は、前条第 1 項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前 2 項の

規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

## 第4章 拡声機の使用及び深夜営業等による騒音に関する規制

(拡声機の使用の制限)

第38条 何人も、病院、学校等の周辺その他特に静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)を利用して商業宣伝を行う場合は、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、機外に向けて拡声機を使用してはならない。

3 何人も、前2項に規定する場合のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 知事は、前3項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

5 第20条第5項の規定は、第1項の規則で定める区域を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(深夜の飲食店営業等における騒音の規制)

第39条 飲食店営業その他の営業であって規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営むことにより、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

2 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域において飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営む場所において、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業の場所から外部に漏れない場合は、この限りでない。

3 深夜における飲食店営業等の施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺的生活環境が著しく損なわれることのないようにしなければならない。

4 第20条第5項の規定は、第1項及び第2項の規則で定める区域を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第39条の2 知事は、飲食店営業等を営む者が前条第1項又は第2項の規定に違反することにより、当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該営業を営む者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法を改善し、又は音響機器の使用の停止等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法の改善又は音響機器の使用の停止等必要な措置を命ずることができる。

## 第5章 自動車等に関する規制

(自動車の利用者等の努力義務等)

第40条 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を運転する者及び所有する者は、自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車から発生する排出ガス及び騒音の低減に努めなければ

ならない。

- 2 自動車の整備を業とする者は、自動車の整備に際し、当該自動車から発生する排出ガス及び騒音について、国の定める自動車排出ガスの量の許容限度及び自動車騒音の大きさの許容限度に適合しないと認めるときは、当該自動車の整備を依頼した者に対し、その旨を告げなければならない。

(道路交通法の規定による措置の要請等)

第 41 条 知事は、自動車の運行に伴う排出ガス、騒音又は振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 知事は、前項の規定により要請する場合を除くほか、特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車の運行に伴う排出ガス、騒音又は振動の減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

## 第 6 章 削除

第 42 条から第 49 条まで 削除

## 第 7 章 雑則

(中小企業者に対する助成)

第 50 条 知事は、中小企業者が行う公害の防止のための施設の整備等について、必要な資金の貸付け、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(公害防止管理者の設置)

第 51 条 工場等の設置者は、規則で定めるところにより、公害防止管理者を選任し、工場等から公害が発生しないように作業の方法、施設の維持等について、十分な管理監督をさせなければならない。

- 2 前項の規定により公害防止管理者を選任した者は、選任の日から 30 日以内に、その氏名を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(ばい煙等の測定)

第 52 条 工場等の設置者で規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該工場等から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等について測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(表示板の掲示)

第 53 条 第 20 条第 1 項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、工場等の名称、許可の年月日、公害防止管理者の氏名その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場の公衆の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(報告及び検査)

第 54 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等が発生し、排出し、若しくは飛散させている者に対して、ばい煙等が発生し、排出し、若しくは飛散させている施設若しくは作業の状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、ばい煙等が発生し、排出し、若しくは飛散させている者の工場等その他の場所に立ち入り、ばい煙等が発生し、排出し、若しくは飛散させている施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(屋外燃焼行為の制限)

- 第55条 何人も、燃焼に伴い、ばい煙、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、ばい煙、粉じん又は悪臭の発生を防止する方法により燃焼させる場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(近隣の静穏保持義務)

- 第55条の2 何人も、日常生活に伴って発生する騒音による公害を生ずることのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない。

(土壌の汚染等の防止)

- 第56条 何人も、土壌の汚染及び地盤の沈下を防止するように努めなければならない。

(委任)

- 第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

- 第58条 第20条第1項の規定に違反して指定工場を設置した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して第20条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (2) 第27条第1項、第3項若しくは第5項又は第31条第1項、第2項、第5項若しくは第8項の規定による命令に違反した者

- 第60条 第34条又は第39条の2第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第2項の規定に違反した者
- (3) 第37条第2項又は第38条第4項の規定による命令に違反した者

- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条各項、第26条各項又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (3) 第54条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 63 条 第 29 条第 1 項、第 30 条第 3 項、第 33 条又は第 35 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第 64 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 6 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 9 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条から第 15 条まで、第 16 条第 3 項、第 17 条第 2 項、第 36 条第 3 項、第 39 条第 3 項、第 42 条から第 49 条まで、第 54 条および付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(和歌山県公害防止条例の廃止)

2 和歌山県公害防止条例(昭和 41 年和歌山県条例第 39 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第 8 条の規定による実施の制限を受けている者についての第 28 条の規定の適用については、第 28 条第 1 項中「その届出が受理された日」とあるのは「旧条例第 6 条の規定による届出が受理された日」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による和歌山県公害審議会の委員は、第 43 条第 2 項の規定により和歌山県公害対策審議会の委員に任命されたものとする。

5 旧条例によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 53 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 10 月 26 日条例第 28 号)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 12 月 23 日条例第 46 号)

この条例は、昭和 61 年 1 月 12 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日条例第 11 号)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に和歌山県公害対策審議会の委員である者は、その際改正後の第 43 条第 2 項の規定により和歌山県環境審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が和歌山県公害対策審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平成 9 年 10 月 9 日条例第 41 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 37 号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 6 日条例第 46 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 7 日条例第 115 号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現に着手している特定工事に係る改正後の和歌山県公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)第 35 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「開始の日の 14 日前までに」とあるのは「終了する日又は平成 17 年 11 月 14 日のいずれか早い日までに」とする。  
(見直し)
- 3 改正後の条例の規定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)その他の法令により石綿の粉じんによる健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。  
(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 4 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条例第 38 号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表11の項(4)中「第35条」の次に「、第35条の3第1項及び第2項」を加え、同項(6)中「第34条」の次に「、第35条の4、第35条の5」を加える。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 24 号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 378 号。以下「政令」という。)施行の際現に改正前の和歌山県公害防止条例(以下「改正前の条例」という。)第 35 条の 2 に規定する石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者については、改正前の条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 政令の施行前にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日条例第 17 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日条例第 13 号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の和歌山県公害防止条例（以下この項から附則第6項まで及び附則第8項において「新条例」という。）第24条第2項に規定する騒音規制地域に新条例第1条

の2第7項に規定する特定施設（騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって、当該特定施設に係るこの条例による改正前の和歌山県公害防止条例（次項、附則第6項及び附則第8項において「旧条例」という。）第24条又は第25条の規定による届出をした者は、新条例第25条第2項の規定による届出をした者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に新条例第24条第3項に規定する振動規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって、当該特定施設に係る旧条例第24条又は第25条の規定による届出をした者は、新条例第25条第3項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 附則第2項の規定により新条例第25条第2項の規定による届出をした者とみなされた者に対する当該届出に係る特定工場等において発生する騒音が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると知事が認めるときの処分については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第31条第6項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例第31条第4項及び第5項の規定は、適用しない。
- 5 附則第3項の規定により新条例第25条第3項の規定による届出をした者とみなされた者に対する当該届出に係る特定工場等において発生する振動が排出基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると知事が認めるときの処分については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第31条第9項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例第31条第7項及び第8項の規定は、適用しない。
- 6 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この附則に定めるもののほか、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例によってしたものとみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の前日に旧条例の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の前日にその手続がされていないものについては、この附則に定めるもののほか、新条例の相当規定により届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

（規則への委任）

- 9 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(令和3年3月24日条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



# 和歌山県公害防止条例施行規則

昭和47年4月18日

規則第57号

## (趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語等)

第2条 この規則において「用途地域」、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」又は、「工業専用地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づき都市計画区域について定められた地域をいう。

## (有害物質)

第3条 条例第1条の2第2項第3号に規定する規則で定める物質(以下「有害物質」という。)は、別表第1に掲げる物質とする。

## (粉じん)

第4条 条例第1条の2第3項に規定する規則で定める物質は、別表第2に掲げる物質とする。

## (特定施設)

第5条 条例第1条の2第7項に規定する規則で定める施設は、別表第3に掲げる施設とする。

## (特定建設作業)

第6条 条例第1条の2第11項に規定する規則で定める作業は、別表第4及び別表第4の2に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

## (排出基準等)

第7条 条例第17条第1項の規定による排出基準は、別表第5のとおりとする。

2 条例第17条第3項の規定による設備基準は、別表第6のとおりとする。

## (地下浸透禁止物質)

第8条 条例第19条第1項に規定する規則で定める物質(以下「地下浸透禁止物質」という。)は、別表第7に掲げる物質とする。

## (指定工場の設置の許可)

第9条 条例第20条第1項に規定する規則で定める地域は、和歌山市、海南市及び有田市の区域とする。

2 条例第20条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、公害防止施設の設置に係る資金計画書及び当該指定工場の付近の見取図を添えて提出しなければならない。

3 条例第20条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

### (1) 事業の概要

- (2) 工場用水の種類及びその量
- (3) 使用燃料の種類及びその量

(指定工場の変更の許可)

第 10 条 条例第 21 条第 1 項の規定による変更の許可の申請は、別記第 2 号様式による申請書によりしなければならない。

(経過措置に伴う届出)

第 11 条 条例第 22 条の規定による届出は、別記第 3 号様式による届出書によりしなければならない。

(設置又は変更の工事完成の届出)

第 12 条 条例第 23 条の規定による届出は、別記第 4 号様式による届出書によりしなければならない。

(特定施設の設置等の届出)

第 13 条 条例第 24 条第 1 項から第 3 項まで及び第 25 条各項の規定による届出は、別記第 5 号様式による届出書によりしなければならない。

- 2 前項の届出書には、特定施設を設置する工場等の付近の見取図を添付しなければならない。
- 3 条例第 24 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、事業の概要とする。
- 4 条例第 24 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 工場又は事業場の事業内容
  - (2) 常時使用する従業員数
  - (3) 特定施設の型式及び公称能力
- 5 条例第 24 条第 3 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 工場又は事業場の事業内容
  - (2) 常時使用する従業員数
  - (3) 特定施設の型式

(特定施設の構造等の変更の届出)

第 14 条 条例第 26 条各項の規定による届出は、別記第 6 号様式による届出書によりしなければならない。

- 2 条例第 26 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 条例第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる事項の変更にあっては、条例第 24 条第 2 項、第 25 条第 2 項又は第 26 条第 2 項の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少するもの及びその数を当該特定施設の種類の係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加するもの
  - (2) 条例第 24 条第 2 項第 4 号に掲げる事項の変更にあっては、その変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わないもの
- 3 条例第 26 条第 3 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 条例第 24 条第 3 項第 3 号に掲げる事項の変更にあっては、条例第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項又は第 26 条第 3 項の規定による届出に係る特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しないもの
  - (2) 条例第 24 条第 3 項第 4 号に掲げる事項の変更にあっては、その変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わないもの
  - (3) 条例第 24 条第 3 項第 5 号に掲げる事項の変更にあっては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わないもの

(氏名の変更等の届出)

第 15 条 条例第 29 条の規定による届出は、変更に係るものについては別記第 7 号様式による届出書、廃

止に係るものについては別記第 8 号様式による届出書によりしなければならない。

(承継の届出)

第 16 条 条例第 30 条第 3 項の規定による届出は、別記第 9 号様式による届出書によりしなければならない。

(経過措置の特例)

第 17 条 条例第 31 条第 3 項に規定する規則で定めるものは、別表第 3(その 4)に掲げる施設とする。  
2 条例第 31 条第 3 項に規定する規則で定める期間は、1 年間とする。

(改善措置等の届出)

第 18 条 条例第 33 条の規定による届出は、別記第 10 号様式による届出書によりしなければならない。

(緊急時)

第 19 条 条例第 34 条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表第 8 の物質ごとに区分された発令基準に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められる場合
- (2) 異常な湧水、潮流の変化その他の自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質の環境基準に定められた汚濁の程度の 2 倍に相当する程度(カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、6 価クロム化合物、ヒ素及びその化合物並びに水銀及びアルキル水銀化合物による水質の汚濁が当該物質に係る水質の環境基準に定められた汚濁の程度に相当する程度)を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合

(事故の状況等の届出)

第 20 条 条例第 35 条の規定による届出は、別記第 11 号様式による届出書によりしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第 21 条 条例第 36 条第 1 項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 用途地域の定めのある市町村の全域
- (2) 前号に規定する市町村以外の地域であって、次に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね 300 メートル以内の区域
  - ア 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校。以下「学校」という。)
  - イ 保育所(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所。以下「保育所」という。)
  - ウ 病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院。以下「病院」という。)
  - エ 診療所(医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの。以下「診療所」という。)
  - オ 図書館(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館。以下「図書館」という。)
  - カ 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム。以下「特別養護老人ホーム」という。)
  - キ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園。以下「幼保連携型認定こども園」という。)
- (3) 前 2 号に規定する区域のほか、知事が関係市町村長の意見を聴いて、特に騒音又は振動の防止を図る必要があると認めて告示で定める区域

2 条例第 36 条第 1 項の規定による届出は、別記第 12 号様式による届出書によりしなければならない。

第22条 条例第36条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事の名称、発注者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 特定建設作業の種類及び内容。ただし、くい打機等を使用する場合は、くいの種類、口径、長さ及び本数
  - (3) 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様(カタログをもって、これに代えることができる。)並びに数
  - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
  - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 2 条例第36条第1項及び第2項の規定による届出には、特定建設作業を実施する場所の付近の略図(縮尺のあるものであって周辺の住居等が明記されているもの)及び建設工事の工事工程表で特定建設作業の工程を明示した書類を添付しなければならない。

(特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の基準)

第23条 条例第37条第1項に規定する規則で定める騒音及び振動の基準は、別表第9及び別表第9の2のとおりとする。

(拡声機の使用の制限)

第24条 条例第38条第1項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね30メートル以内の区域とする。

- (1) 学校
  - (2) 保育所
  - (3) 病院及び診療所
  - (4) 図書館
  - (5) 特別養護老人ホーム
  - (6) 幼保連携型認定こども園
- 2 条例第38条第1項に規定する規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に際し、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。
- 3 条例第38条第3項に規定する遵守事項は、次のとおりとする。
- (1) 午後8時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
  - (2) 建物等に固定して設置する拡声機は、地上10メートル以上の箇所で使用しないこと。
  - (3) 拡声機から発する音量は、当該拡声機の直下の地点から10メートルの地点において、次の表に定める音量以下であること。

区分	音量
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	55デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	60デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の定めのない地域	70デシベル
工業地域及び工業専用地域	75デシベル

(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)

- 第 25 条 条例第 39 条第 1 項に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 34 条の 2 第 2 号に規定する飲食店営業（設備を設けて客に飲食させるものに限る。）とする。
- 2 条例第 39 条第 1 項に規定する規則で定める区域の区分及び規制基準は、別表第 10 のとおりとする。
- 3 条例第 39 条第 2 項に規定する規則で定める区域は、別表第 11 のとおりとする。
- 4 条例第 39 条第 2 項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。
- (1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
- (2) 音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
- (3) 楽器
- (4) 拡声装置(有線放送受信装置を含む。)

(公害防止管理者)

- 第 26 条 条例第 51 条第 1 項の規定により工場等の設置者が選任する公害防止管理者は、公害防止について十分な経験と知識を有する者でなければならない。
- 2 条例第 51 条第 2 項の規定による届出は、別記第 13 号様式による届出書によりしなければならない。

(測定)

- 第 27 条 条例第 52 条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 大気汚染、騒音及び振動の測定については、1 時間当たり燃料使用能力が 5,000 リットル(重油換算)以上の工場等の設置者
- (2) 水質の汚濁状況の測定については、1 日当たり総排水量が 50 立方メートル以上の工場等の設置者
- 2 条例第 52 条の規定による測定は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 大気汚染についての測定は、2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行うこと。
- (2) 騒音及び振動についての測定は、3 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行うこと。
- (3) 水質の汚濁についての測定は、年 1 回以上行うこと。
- 3 前項の測定の結果の記録は、これを 3 年間保存しなければならない。

(表示板の掲示)

- 第 28 条 条例第 53 条の規定による表示板の様式は、別記第 14 号様式によらなければならない。

(身分証明書)

- 第 29 条 条例第 54 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

(屋外燃焼行為の制限)

- 第 30 条 条例第 55 条に規定する規則で定める物質は、別表第 12 のとおりとする。

(書類の提出)

- 第 31 条 条例の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し 2 部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(和歌山県公害防止条例施行規則等の廃止)

2 和歌山県公害防止条例施行規則(昭和 42 年和歌山県規則第 28 号)、和歌山県公害防止条例に規定する特定施設を定める規則(昭和 42 年和歌山県規則第 46 号)および公害防止条例に規定する排出等の基準を定める規則(昭和 42 年和歌山県規則第 68 号)は、廃止する。

附 則(昭和 48 年 6 月 1 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 27 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 6 月 8 日規則第 56 号)

1 この規則は、昭和 49 年 6 月 10 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている特定施設(設置の工事中のものを含む。)に対する改正後の別表第 5(その 1)の規定は、昭和 49 年 8 月 31 日までは適用せず、なお従前の例による。

3 改正後の別表第 5(その 1)の表中 K の値の欄のただし書の規定は、和歌山県公害防止条例(昭和 46 年和歌山県条例第 21 号。以下「条例」という。)第 20 条第 1 項及び条例第 21 条第 1 項の規定により許可された日がこの規則の施行の前日である指定工場及び施設又は条例第 28 条第 1 項の規定により特定施設を設置してはならないこととされている期間(同条第 2 項の規定に基づき期間が短縮された場合にあっては、その期間)の末日の翌日がこの規則の施行の前日である特定施設については、適用しない。

附 則(昭和 53 年 3 月 29 日規則第 8 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている特定施設(昭和 49 年 6 月 10 日以降に設置されたものを除く。)に対するこの規則による改正後の和歌山県公害防止条例施行規則の別表第 5(その 1)の規定は、昭和 53 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 12 月 16 日規則第 75 号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 12 日規則第 28 号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 31 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 27 日規則第 23 号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成 2 年 10 月 12 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 25 日規則第 14 号)  
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成 7 年 1 月 27 日規則第 6 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 7 月 19 日規則第 60 号)  
この規則は、平成8年8月18日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 9 日規則第 94 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 5 月 1 日規則第 53 号)  
この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 17 日規則第 20 号)  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 15 日規則第 191 号)  
この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 3 日規則第 62 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日規則第 25 号)  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 1 日規則第 109 号)  
この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 9 日規則第 56 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日規則第 9 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 15 日規則第 64 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 22 日規則第 1 号)  
(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第29条の規定により交付されている証明書は、この規則による改正後の第29条の規定により交付された証明書とみなす。

附 則(平成 27 年 6 月 2 日規則第 35 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 8 日規則第 5 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10 の改正規定は、公布の日から施行する。

- 附 則(令和元年 10 月 4 日規則第 49 号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5（その2）及び（その4）の改正規定、同表（その5）の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、別表第8、別表第9及び別表第10の改正規定、別記第1号様式から別記第4号様式までの改正規定、別記第5号様式及び別記第6号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）並びに別記第7号様式から別記第13号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行の際現に和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例（平成31年和歌山県条例第13号）による改正後の和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）（以下この項において「新条例」という。）第24条第2項に規定する騒音規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（騒音に係るものに限る、設置の工事がされているものを含む。）が設置されている新条例第1条の2第9項に規定する特定工場等から発生する騒音に係る排出基準については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の別表第5（その5）の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 123 号)  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第5（その4）の改正規定並びに附則（令和元年10月4日規則第49号）の経過措置の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 22 日規則第 34 号)  
この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 26 日規則第 63 号)  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)有害物質

種類		種類	
1	アニリン	24	ホスヒン(リン化水素)
2	アクロレイン	25	ホルムアルデヒド
3	アセトアルデヒド	26	メチルエチルケトン
4	アンモニア	27	硫化水素
5	一酸化炭素	28	臭素
6	メルカプタン	29	ピリジン
7	塩化水素	30	メタノール
8	塩素	31	フタル酸
9	三塩化リン	32	スチレン
10	ガソリン	33	酢酸
11	キシレン	34	酢酸エステル
12	シアン化水素及びその化合物	35	アクリル酸エステル
13	ニトロベンゼン	36	ニッケルカルボニル
14	セレン化水素	37	クロム酸
15	トリクロルエチレン	38	鉛及びその化合物
16	トルエン	39	五塩化リン
17	二酸化硫黄	40	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
18	二酸化窒素	41	亜鉛及びその化合物
19	二硫化炭素	42	銅及びその化合物
20	フェノール	43	リン酸化合物
21	弗素・弗化水素及びその化合物	44	カドミウム及びその化合物
22	ベンゼン	45	石綿
23	ホスゲン		

別表第 2(第 4 条関係)粉じん

種類		種類	
1	シアン化水素及びその化合物	7	亜鉛及びその化合物
2	弗素・弗化水素及びその化合物	8	銅及びその化合物
3	クロム酸	9	リン酸化合物
4	鉛及びその化合物	10	カドミウム及びその化合物
5	五塩化リン	11	石綿
6	硫酸	12	その他の一般粉じん

別表第3(第5条関係)特定施設

(その1) 硫黄酸化物及びばいじんに係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉 (こしき炉並びに銅、鉛及び亜鉛の精錬の用に供する溶解炉を除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル未満で0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル未満で0.3平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満で30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア未満で100キロボルトアンペア以上であること。
2	金属の回収の用に供する溶融炉	1時間当たり処理能力が200キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1平方メートル未満で0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.5平方メートル未満で0.3平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満で30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア未満で100キロボルトアンペア以上であること。
4	金属若しくは金属製品の溶融めっきの用に供する加熱炉	1時間当たり処理能力が200キログラム以上であること。
5	窯業製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	有機化学製品(医薬品を含む。)の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6 の 2	化学製品(医薬品を含む。)及び食料品の製造の用に供する加熱炉(石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の用に供するものを除く。)	
7	石油精製又は石油化学工業の用に供するフレアスタック	
8	知事が必要と認めて指定する硫黄酸化物及びばいじんを発生する施設	
備考 次に掲げるものを除く。 (1) 実験の用に供するもの(ただし、工業化のためのテストプラントを除く。) (2) 移動式のもの		

(その2) 有害物質に係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	食料品の製造の用に供するもの (1) たんぱく分解施設	
2	繊維製品の製造の用に供するもの (1) 漂白施設 (2) 樹脂加工施設 (3) 合成施設 (3の項に掲げるものを除く。)	
3	ビスコース製品の製造の用に供するもの (1) 合成施設 (2) セロファン製造施設	
4	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供するもの (1) 蒸解施設 (2) 薬剤回収施設 (3) 漂白施設 (4) 張合せ施設 (5) 樹脂加工施設 (6) 濃縮施設 (7) 乾燥施設 (8) 吹付塗装施設 (9) タール又はアスファルト合浸施設 (10) タール又はアスファルト熔融施設	
5	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造の用に供するもの (1) グラビア印刷施設 (2) 金属板印刷施設	
6	化学製品(医薬品を含む。)又は石油製品若しくは石炭製品の製造の用に供するもの (1) 石綿又は岩綿加工施設 (2) 反応施設 (原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であるか、 <sup>りん</sup> 燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上のものを除く。)	

項	施設の種類	規模又は能力
6	<p>(3) 合成施設 (2、3及び7の項に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 分解施設</p> <p>(5) 精製施設</p> <p>(6) 抽出施設</p> <p>(7) 蒸溜施設 (<sup>ふっ</sup>弗酸の製造の用に供するものに限り伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上のものを除く。)</p> <p>(8) 薬剤回収施設 (4の項に掲げるものを除く。)</p> <p>(9) 電解施設</p> <p>(10) 重合施設</p> <p>(11) 蒸発・濃縮施設</p> <p>(12) 晶出・析出施設</p> <p>(13) 乾燥施設 (4の項に掲げるもの及びトリポリ<sup>りん</sup>燐酸ナトリウムの製造(原料として<sup>りん</sup>燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供するものに限り原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものを除く。)</p> <p>(14) 焙焼施設</p> <p>(15) 混合施設</p> <p>(16) 焼成施設 (<sup>ふっ</sup>弗酸の製造の用に供するものに限り伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上のものを除く。)</p> <p>(17) タール又はアスファルトの溶融施設</p> <p>(18) 塩化水素吸収施設 (原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上のものを除く。)</p> <p>(19) 塩素急速冷却施設 (原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上のものを除く。)</p>	

項	施設の種類	規模又は能力
6	<p>(20) 溶解施設 (原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上である塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽を除く。)</p> <p>(21) 凝縮施設 (弗酸の製造の用に供するものに限り伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上のものを除く。)</p> <p>(22) 吸収施設 (弗酸の製造の用に供するものに限り伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上のものを除く。)</p>	
7	<p>ゴム製品(天然樹脂を含む。)の製造の用に供するもの</p> <p>(1) 合成施設 (2) 加硫施設 (3) 熔融施設 (4) 熱処理施設</p>	
8	<p>窯業製品の製造の用に供するもの</p> <p>(1) 腐食施設 (2) 乾燥施設 (3) 樹脂加工施設</p>	
9	<p>銅・鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの</p> <p>(1) 焙焼炉 (2) 焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)</p> <p>(3) 溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)</p> <p>(4) 転炉 (5) 溶解炉 (6) 乾燥炉</p>	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン未満であるか、火格子面積が0.5平方メートル未満であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル未満であること。
10	<p>アルミニウムの精錬の用に供するもの</p> <p>(1) 電解炉</p>	電流容量が30キロアンペア未満であること。
11	<p>鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供するもの</p> <p>(1) 溶解炉</p>	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア未満であること。
12	<p>鉛蓄電池の製造の用に供するもの</p> <p>(1) 溶解炉</p>	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア未満であること。

項	施設の種類	規模又は能力
13	鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供するもの (1) 溶解施設 (9、11及び12の項に掲げるものを除く。) (2) 精錬施設 (10及び11の項に掲げるものを除く。) (3) 電気めっき施設 (4) 溶融めっき施設 (5) 酸洗施設 (6) 電解研磨施設 (7) プラスチック流動浸漬塗装施設 (8) 乾燥施設 (9の項に掲げるものを除く。) (9) 焼付施設 (10) 配合施設 (11) 樹脂加工施設 (12) タール又はアスファルト塗工施設 (13) タール又はアスファルト溶融施設 (14) フラックス処理施設 (15) 溶剤洗浄施設 (16) 鋳造型施設 (シェルモードマシンに限る。)	
14	知事が必要と認めて指定する有害物質を発生する施設	
備考 次に掲げるものを除く。 (1) 実験の用に供するもの(ただし、工業化のためのテストプラントを除く。) (2) 移動式のもの		

(その3) 粉じんに係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	粉体原材料等の堆積場 (鉱物(コークスを含む。)及び土石を除く。)	面積が1,000平方メートル以上であること。
2	ベルトコンベア。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設 (2) ベルトの幅が75センチメートル以上であり、かつ、鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のもの	ベルトの幅が60センチメートル以上又は延長の長さ100メートル以上であること。
3	粉碎施設。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大気汚染防止法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設 (2) 原動機の定格出力が75キロワット以上であり、かつ、鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	ふるい。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 6の項に掲げるもの (2) 大気汚染防止法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設 (3) 原動機の定格出力が15キロワット以上であり、かつ、鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。
5	セメント加工又は製造の用に供するもの (1) セメントサイロ (2) ホッパー (3) バッチャープラント	
6	鉄鋼又は非鉄金属の加工の用に供するもの (1) 砂処理施設 (砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置及び混練装置に限る。) (2) 研摩施設 (湿式のもの及び工具(製品としての工具は除く。)の研摩の用に供するものを除く。) (3) シェイクアウトマシン	
7	炭素又は黒鉛製品の製造の用に供するもの (1) 炭化施設 (2) 仕上施設	
8	繊維工業の用に供するもの (1) 原綿の加工施設 (2) 綿の再生加工施設 (3) 起毛施設 (4) 剪毛施設	

9	<p>研磨施設 (6の項に掲げるもの、湿式のもの及び工具(製品としての工具は除く。)の研磨の用に供するものを除く。)</p>	<p>原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。</p>
10	<p>ゴム又は合成樹脂で被覆された電線又は金属の回収の用に供するもの (1) 焼却施設 (2) 溶解施設</p>	<p>処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。</p>
11	<p>その他の製品の製造の用に供するもの (1) プラスチックの配合施設 (2) プラスチックの混合施設 (3) プラスチックの発泡施設 (4) 電気めっき施設</p>	
12	<p>その他知事が必要と認めて指定する粉じんを発生する施設</p>	
<p>備考 次に掲げるものを除く。 (1) 実験の用に供するもの(ただし、工業化のためのテストプラントを除く。) (2) 移動式のもの</p>		

(その4) 排水に係る特定施設

- 1 砕石業の用に供する湿式集じん施設
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) さらし施設
  - (2) 沈殿又はろ過施設
  - (3) 血抜施設
  - (4) 薬品処理施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) さらし施設
  - (2) 沈殿施設
  - (3) 解凍施設
  - (4) 薬品処理施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供するさらし施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) さらし施設
  - (2) 圧搾施設
  - (3) 沈殿施設
  - (4) 薬品処理施設
- 6 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 圧搾施設
  - (3) 沈殿施設(粗製あんの沈殿槽を除く。)
- 7 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設(洗米機を除く。)
  - (2) 圧搾施設
  - (3) 沈殿又はろ過施設
- 8 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 沈殿施設
  - (2) 充填施設
  - (3) 濃縮施設
- 9 動物系飼料又は有機質飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 沈殿又はろ過施設
  - (2) 濃縮施設(真空濃縮施設を除く。)
- 10 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 沈殿施設
- 11 めん類製造業の用に供する洗浄施設
- 12 インスタントコーヒー製造業の用に供する洗浄施設
- 13 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 薬品処理施設
  - (2) 塗装水洗ブース施設
- 14 出版若しくは印刷業又はこれらの関連産業(昭和27年政令第297号第2条に基づく告示により定めるもの)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- (1) 印刷板研磨施設
  - (2) エッチング施設
  - (3) 印刷インクの調合施設
  - (4) 洗浄施設
- 15 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設(選別施設、脱水施設、沈殿施設等を含む。以下同じ。)
- 16 化学肥料製造業の用に供する洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
- 17 削除
- 18 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 分離施設(カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機及び群青製造施設のうち水洗式分別施設を除く。)
  - (2) 精製施設
- 19 前2項に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、活性炭又は2硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 反応施設(青酸製造施設のうち、反応施設を除く。)
  - (3) 分離施設(よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設、海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設、バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設を除く。)
  - (4) 精製施設
- 20 発酵工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設(遠心分離機を除く。)
- 21 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(フロンガス製造施設のうち、洗浄施設を除く。)
  - (2) ろ過施設(フロンガス製造施設のうち、ろ過施設を除く。)
- 22 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 分離施設(遠心分離機を除く。)
- 23 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 分離施設(遠心分離機及び静置分離機を除く。)
- 24 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(水洗施設を除く。)
  - (2) 分離施設(脱水施設及びスチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機を除く。)
- 25 有機ゴム薬品製造業の用に供する洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
- 26 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 分離施設(廃酸分離施設を除く。)
- 27 第21項から前項までに掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 反応施設(2—エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設、プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器及びメチルメタアクリレートモノマーの製造施設のうち、反応施設を除く。)
  - (2) 回収施設(メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、メチルアルコール回収施設を除く。)

- 28 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設
- 29 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設(脱酸施設及び脱臭施設を除く。)
- 30 脂肪酸製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設
- 31 香料製造業の用に供する分離施設(抽出施設を除く。)
- 32 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する分離施設
- 33 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設(感光剤洗浄施設を除く。)
  - (2) 分離施設
- 34 天然樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設(脱水施設を除く。)
- 35 木材化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設
- 36 第 20 項から前項までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設(水洗施設及び廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 反応施設
  - (3) 分離施設
  - (4) 蒸留施設
  - (5) 混合施設
- 37 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設(廃ガス洗浄施設を除く。)
  - (2) 反応施設
  - (3) 回収施設
- 38 火薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 反応施設
  - (2) 分離施設
- 39 農薬製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 分離施設
  - (3) 回収施設
  - (4) 廃ガス洗浄施設
- 40 第 15 項から前項までに掲げる事業以外の化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 洗浄施設
  - (2) 反応施設
  - (3) 分離施設
  - (4) 蒸留施設
  - (5) 回収施設

- 41 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設(揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設及び潤滑油洗淨施設を除く。)
  - (2) 蒸留施設(原油常圧蒸留施設を除く。)
  - (3) 精製施設
  - (4) 酸又はアルカリによる処理施設
  - (5) 分離施設(脱塩施設及び脱硫施設を除く。)
  - (6) 分解施設
  - (7) 化成品加工施設
- 42 コークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設(ガス冷却洗淨施設(脱硫化水素施設を含む。)を除く。)
  - (2) 分離施設(タール及びガス液分離施設を除く。)
  - (3) 分解施設
  - (4) 化成品加工施設
- 43 前2項に掲げる事業以外の石油製品又は石炭製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 洗淨施設
  - (2) 蒸留施設
  - (3) 精製施設
  - (4) 酸又はアルカリによる処理施設
  - (5) 分離施設
  - (6) 分解施設
  - (7) 化成品加工施設
- 44 セメント製品製造業の用に供する洗淨施設
- 45 生コンクリート製造業の用に供する洗淨施設
- 46 前2項に掲げる事業以外の土石製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 混合施設
  - (2) 洗淨施設
  - (3) 薬品処理施設
- 47 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 溶融めっき施設
  - (2) 洗淨施設(ガス冷却洗淨施設を除く。)
  - (3) 化成品加工施設
  - (4) ライニング施設
- 48 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 圧延施設
  - (2) 洗淨施設(廃ガス洗淨施設を除く。)
  - (3) 反応施設
  - (4) 分離施設
  - (5) 晶出施設
  - (6) 精製施設
  - (7) 溶融めっき施設
- 49 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- (1) 圧延施設
  - (2) 洗淨施設(電解式洗淨施設及び廃ガス洗淨施設を除く。)
  - (3) 溶融めっき施設

- (4) 湿式集じん施設
- 50 ガス供給業の用に供する洗浄施設(ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。))を除く。)
- 51 前項までに掲げる事業以外の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
  - (1) 油圧による成型施設
  - (2) 染色整理施設
  - (3) 湿式集じん施設
  - (4) ガス洗浄施設
  - (5) 廃ガス洗浄施設
  - (6) 洗浄施設(前2号を除く。)
  - (7) のり付施設

(その5) 騒音に係る特定施設

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
  - (2) 製管機械
  - (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る)
  - (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
  - (5) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
  - (6) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
  - (7) 鍛造機
  - (8) ワイヤフォーミングマシン
  - (9) ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)
  - (10) タンブラー
  - (11) 工作機械(自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤であって、同一建物に5台以上設置するものに限る。)
  - (12) 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2 空気圧縮機(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1第2号に掲げる空気圧縮機をいう。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 建設用資材製造機械
- (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラント以外ののものであって、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
  - (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)
- 6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 7 木材加工機械
- (1) ドラムバーカー
  - (2) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
  - (3) 碎木機
  - (4) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
  - (5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
  - (6) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
- 12 工業用ミシン及びメリヤス編機(同一建物に10台以上設置するものに限る。)
- 13 コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機
- 14 打貫機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- 15 コルゲートマシン
- 16 キュボラ

- 17 研磨機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
- 18 天井走行クレーン及び門型走行クレーン
- 19 ロータリーキルン
- 20 クーリングタワー(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
- 21 染色機械(原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)
- 22 幅出機械(原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)
- 23 風力発電施設(その規模が出力 20 キロワット以上のものに限る。)

備考

次に掲げるものを除く。

- (1) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設に該当するもの
- (2) (1) に掲げるもののほか、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置されている同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるもの

(その6) 振動に係る特定施設

1 金属加工機械

- (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- (2) 機械プレス
- (3) せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
- (4) 鍛造機
- (5) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- (6) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
- (7) 製管機械

2 圧縮機(振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第1第2号に掲げる圧縮機をいう。)

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)

6 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

11 打貫機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

備考

次に掲げるものを除く。

- (1) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設に該当するもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(その7) 悪臭に係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	飼料又は肥料(化学肥料を除く。)の製造及び配合の用に供するもの	
	(1) 原料置場	置場の面積が6.6平方メートル以上であること。
	(2) 蒸解施設	処理能力が1日当たり500キログラム以上であること。
	(3) 乾燥施設	処理能力が1日当たり250キログラム以上であること。
	(4) 粉碎施設	処理能力が1日当たり100キログラム以上であること。
2	鶏ふんの処理の用に供するもの (1) 乾燥施設	指定区域内で鶏ふんを乾燥するものであること。
3	動物の飼料又は収容の用に供するもの (1) 飼料調理施設 (加熱処理をするものに限る。)	豚(生後6箇月未満のものを除く)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。)5,000羽以上の飼料を加熱するものであること。
4	酵素剤の製造の用に供するもの (1) 乾燥施設	1回の乾燥仕上量の能力が200キログラム以上であること。
5	アクリル樹脂の製造若しくは加工の用に供するもの (1) 貯蔵施設	収容能力が500リットル以上であること。
6	塗装の用に供するもの (1) 吹付施設	塗料並びに溶剤の使用量が1時間当たり3リットル以上であること
7	その他知事が必要と認めて指定する悪臭を発生する施設	
備考		
次に掲げるものを除く。		
(1) 実験の用に供するもの(ただし、工業化のためのテストプラントを除く。)		
(2) 移動式のもの		
(3) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により指定された規制地域内に設置されるもの		
注 指定区域とは、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定により知事が指定する区域		

別表第 4(第 6 条関係)騒音に係る特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

備考 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内で行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業に該当するものは除く。

別表第 4 の 2(第 6 条関係)振動に係る特定建設作業

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

備考 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内で行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業に該当するものは除く。

別表第5(第7条関係)排出基準

(その1) 硫黄酸化物に係る排出基準

条例第17条第1項の規定による硫黄酸化物に係る排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$

この式においてq、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時 [m<sup>3</sup>N/h])

K 次の表に掲げる値

区域	和歌山市、海南市及び有田市の区域	左記以外の区域
Kの値	3.5 ただし、新たに設置される特定施設については、1.75とする。	17.5

He 次に規定する排出口の高さの補正に係る算式によるものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (t - 15) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{t - 15} \right) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V及びtは、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ (単位 メートル [m])

Ho 排出口の実高さ (単位 メートル[m])

Q 温度15度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒 [m<sup>3</sup>/s])

V 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒 [m/s])

t 排出ガスの温度 (単位 摂氏 [°C])

(その2) ばいじんに係る排出基準

(単位 g/Nm<sup>3</sup>)

項	施設の種類	規制規模	排出基準
1	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに銅、鉛及び垂鉛の精錬の用に供する溶解炉を除く。)		0.4
2	金属の再生の用に供する溶融炉		0.4
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		0.4
4	金属若しくは金属製品の溶融めっきの用に供する加熱炉		0.4
5	窯業製品の製造の用に供する加熱炉		0.6
6	有機化学製品(医薬品を含む。)の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉	排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が4万立方メートル以上	0.2
		排出ガス量が4万立方メートル未満。	0.4
6 の 2	化学製品(医薬品を含む。)及び食料品の製造の用に供する加熱炉(石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の用に供するものを除く。)	排出ガス量が4万立方メートル以上。	0.2
		排出ガス量が4万立方メートル未満。	0.4
備考			
<p>1 ばいじん量は日本産業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</p> <p>2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。</p> <p>3 ばいじんの量は、温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中の量とする。</p>			

(その3) 有害物質及び粉じんに係る排出基準 (単位 表示のないものについては、ppm とする。)

物質名		排出基準	
		排出口濃度	地上到達地点濃度
1	アニリン	100	0.5
2	アクロレイン	2	0.01
3	アセトアルデヒド	400	2
4	アンモニア	200	1
5	一酸化炭素	1,000	5
6	メルカプタン	10	0.05
7	塩化水素	80 mg / m <sup>3</sup>	0.08 mg / m <sup>3</sup>
8	塩素	30 mg / m <sup>3</sup>	0.03 mg / m <sup>3</sup>
9	三塩化 <sup>りん</sup> 燐	10	0.05
10	ガソリン	1,000	5
11	キシレン	140	0.7
12	シアン化水素及びその化合物	14 mg / m <sup>3</sup>	0.07 mg / m <sup>3</sup>
13	ニトロベンゼン	6	0.03
14	セレン化水素	1	0.005
15	トリクロルエチレン	140	0.7
16	トルエン	140	0.7
17	二酸化硫黄	20	0.1
18	二酸化窒素	14	0.07
19	二硫化炭素	40	0.2
20	フェノール	40	0.2
21	<sup>ふっ</sup> 素、 <sup>ふっ</sup> 化水素及びその化合物	20 mg / m <sup>3</sup>	0.003 mg / m <sup>3</sup>
22	ベンゼン	100	0.5
23	ホスゲン	20	0.1
24	ホスヒン( <sup>りん</sup> 化水素)	2	0.01
25	ホルムアルデヒド	20	0.1
26	メチルエチルケトン	1,000	5
27	硫化水素	20	0.1
28	臭素	2	0.01
29	ピリジン	40	0.2
30	メタノール	1,000	5
31	フタル酸	20	0.1
32	スチレン	1,000	5
33	酢酸	100	0.5
34	酢酸エステル	1,000	5
35	アクリル酸エステル	20	0.1
36	ニッケルカルボニル	0.02	0.0001
37	クロム酸	2 mg / m <sup>3</sup>	0.01 mg / m <sup>3</sup>
38	鉛及びその化合物	30 mg / m <sup>3</sup>	0.02 mg / m <sup>3</sup>
39	五塩化 <sup>りん</sup> 燐	20 mg / m <sup>3</sup>	0.1 mg / m <sup>3</sup>

物質名		排出基準	
		排出口濃度	地上到達地点濃度
40	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	10 mg / m <sup>3</sup>	0.05 mg / m <sup>3</sup>
41	亜鉛及びその化合物	20 mg / m <sup>3</sup>	0.1 mg / m <sup>3</sup>
42	銅及びその化合物	20 mg / m <sup>3</sup>	0.1 mg / m <sup>3</sup>
43	リン酸化合物	6 mg / m <sup>3</sup>	0.03 mg / m <sup>3</sup>
44	カドミウム及びその化合物	1.0 mg / m <sup>3</sup>	0.006 mg / m <sup>3</sup>
45	石綿	0.5 g / m <sup>3</sup>	0.1 mg / m <sup>3</sup>
46	その他の一般粉じん	1.0 g / m <sup>3</sup>	0.3 mg / m <sup>3</sup>

備考

- 1 地上到達地点濃度は、温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した濃度で原則として30分値とする。
- 2 地上到達地点濃度の測定点は、工場又は敷地以外の任意の地点とする。
- 3 この表において、シアン化水素及びその化合物にあつてはシアンとして、<sup>ふっ</sup>弗素、<sup>ふっ</sup>弗化水素及びその化合物にあつては<sup>ふっ</sup>弗素として、フタル酸にあつては無水フタル酸として、メルカプタンにあつてはメチルメルカプタンとして、アクリル酸エステルにあつてはアクリル酸メチルとして、クロム酸にあつてはクロムとして、鉛及びその化合物にあつては鉛として、亜鉛及びその化合物にあつては亜鉛として、銅及びその化合物にあつては銅として、<sup>りん</sup>リン酸化合物にあつては<sup>りん</sup>リンとして、カドミウム及びその化合物にあつてはカドミウムとして、それぞれ測定される量とする。
- 4 この表に掲げる二酸化硫黄及び二酸化窒素に係る基準は、物の燃焼に伴い発生するものには適用しないものとする。
- 5 排出基準については原則として、地上到達地点濃度を優先する。
- 6 測定方法は、次のとおりとする。

有害物質及び粉じんの測定方法

物質名		測定方法
1	アニリン	ジアゾ化法、 ガスクロマトグラフ法(以下「G・C法」という。)
2	アクロレイン	4-ヘキシルレゾルシン法、検知管法、G・C法
3	アセトアルデヒド	2.4-ジニトロフェニルヒドラジン法、 フクシン亜硫酸法
4	アンモニア	ネスラー法、インドフェノール法、検知管法
5	一酸化炭素	五酸化ヨウ素法、検知管法
6	メルカプタン	塩化パラジウム法、検知管法、G・C法
7	塩化水素	ロダン水銀法
8	塩素	オルトリジン法、検知管法
9	三塩化 <sup>りん</sup> リン	クロラニル酸水銀法
10	ガソリン	ブタノン法、硫酸-ホルマリン法、検知管法
11	キシレン	硫酸-ホルマリン法、ブタノン法、検知管法、 G・C法
12	シアン化水素及びその化合物	ピリジン-ピラゾン法、検知管法、ピクリン酸法、 ブロム-ベンジジン-ピリジン法
13	ニトロベンゼン	還元-ジアゾ化法、G・C法
14	セレン化水素	フェニルヒドラジン-スルホン酸法、ヤコブ化法、 検知管法

物質名		測定方法
15	トリクロルエチレン	アルカリ―ピリジン単液層法、検知管法、G・C法
16	トルエン	硫酸―ホルマリン法、ブタノン法、検知管法、G・C法
17	二酸化硫黄	P―ロザニン法、検知管法
18	二酸化窒素	ナフチルエチレンジアミン法、検知管法
19	二硫化炭素	ジエチルアミン法、G・C法、検知管法
20	フェノール	4―アミノアンチピリン法、G・C法
21	フッ素、 <sup>みっ</sup> フ化水素及びその化合物	アリザリン―コンプレクソン法、トリウムネオトリン法
22	ベンゼン	硫酸―ホルマリン法、ブタノン法、検知管法、G・C法
23	ホスゲン	ヨード法、G・C法
24	ホスヒン( <sup>りん</sup> 燐化水素)	モリブデンブルー法、検知管法
25	ホルムアルデヒド	クロモトロープ酸法、アセチルアセトン法、P―ロザニン法
26	メチルエチルケトン	2,4―ジニトロフェニルヒドラジン法、G・C法、検知管法
27	硫化水素	メチレンブルー法、G・C法、検知管法
28	臭素	ヨウ化カリウム法、フェノールレッド法、ロザニン法、検知管法
29	ピリジン	ブロムシアン―ベンジジン法、G・C法
30	メタノール	クロモトロープ酸法、G・C法、検知管法
31	フタル酸	G・C法
32	スチレン	G・C法、検知管法
33	酢酸	G・C法
34	酢酸エステル	ヒドロオキサム酸法、検知管法、G・C法
35	アクリル酸エステル	ヒドロオキサム酸法、検知管法、G・C法
36	ニッケルカルボニル	ジメチルグリオキシム法、検知管法
37	クロム酸	ジメチルカルバジット法、原子吸光光度法
38	鉛及びその化合物	ジチゾン法、原子吸光光度法
39	五塩化 <sup>りん</sup> 燐	クロラニル酸水銀法
40	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	アルセナゾⅢ法、モリブデン酸バリウム法、クロラニル酸バリウム法、トリン法
41	亜鉛及びその化合物	ジンコン法、原子吸光光度法
42	銅及びその化合物	ジエチルジチオカルバミン酸法、原子吸光光度法
43	<sup>りん</sup> 燐酸化合物	モリブデンブルー法
44	カドミウム及びその化合物	ジチゾン法、原子吸光光度法
45	石綿	重量法、光散乱法
46	その他の一般粉じん	重量法、光散乱法
備考 測定方法については、科学の発展に伴い進歩するものであり、この表に定めるもののほか追加修正を行うときは、知事は公示により、これを定めることがある。		

(その4) 排水に係る排出基準

(1) 特殊項目に係る排出基準

ア 河川域

水 域	対 象	ニッケル [mg / l]	硫化物 [mg / l]	色及び臭気
水道水源 上流水域	排水量 50～500m <sup>3</sup> / 日	3	5	放流先で支障をきたすような色及び臭気を帯びないこと。
	排水量 500～1,000m <sup>3</sup> / 日	3	3	同 上
	排水量 1,000～3,000m <sup>3</sup> / 日	2	3	同 上
	排水量 3,000m <sup>3</sup> / 日 以上	1	2	同 上
	新設のもの	1	2	同 上
その他の 河川水域	排水量 50～1,000m <sup>3</sup> / 日	3	5	同 上
	排水量 1,000～3,000m <sup>3</sup> / 日	3	5	同 上
	排水量 3,000～5,000m <sup>3</sup> / 日	2	3	同 上
	排水量 5,000m <sup>3</sup> / 日 以上	1	2	同 上
	新設のもの	1	2	同 上
終末処理場を有する下水道区域	全 業 種 (公共用水域に放流するもの)	3	2	同 上
下水道整備計画区域	全 業 種 (区域内で公共用水域に放流するもの)	3	5	同 上

イ 海域

水 域	対 象	ニッケル [mg / l]	硫化物 [mg / l]	色及び臭気
全 海 域	排水量 50～500m <sup>3</sup> / 日	3	5	放流先で支障をきたすような色及び臭気を帯びないこと。
	排水量 500～2,000m <sup>3</sup> / 日	3	5	同 上
	排水量 2,000～5,000m <sup>3</sup> / 日	3	3	同 上
	排水量 5,000～10,000m <sup>3</sup> / 日	2	2	同 上
	排水量 10,000～100,000m <sup>3</sup> / 日	1	2	同 上
	排水量 100,000m <sup>3</sup> / 日 以上	1	2	同 上

水 域	対 象	ニッケル [mg / l]	硫化物 [mg / l]	色及び臭気	
全 海 域	新設のもの	排水量 500～5,000m <sup>3</sup> / 日	1	2	同 上
		排水量 5,000～10,000m <sup>3</sup> / 日	1	2	同 上
		排水量 10,000m <sup>3</sup> / 日 以上	1	2	同 上

備考

- この表において「水道水源上流水域」とは、上水道水源として取水している地点から上流の河川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- この表において「その他河川水域」とは、前項に掲げるもの以外の河川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- この表で「終末処理場を有する下水道区域」とは、終末処理場を整備して下水等を処理している処理区域をいう。
- この表で「下水道整備計画区域」とは、下水道法に基づく、公共下水道認可区域をいう。
- この表で「全海域」とは、港湾を含む地先海域をいう。
- この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の工場又は事業場に限り適用する。

(2) 健康項目に係る排出基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき カドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつき シアン1ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1リットルにつき 1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき 鉛1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき 六価クロム0.5ミリグラム
ひ素及びその化合物	1リットルにつき ひ素0.5ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀につき検出されないこと。
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

備考

「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

## (3) 環境項目に係る排出基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出させるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	160(日間平均120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	2
フッ素含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均3,000

## 備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場等に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場等に係る排水水については適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。

(4) 測定方法

項 目	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機 <sup>リン</sup> 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質 <sup>量</sup> 、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、 <sup>菌</sup> 弗素含有量、大腸菌群数	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。
ニッケル、硫化物	日本産業規格K0102による。

## (その5) 騒音に係る排出基準

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域 (Ⅰ)	50	55	50	45
第2種区域 (Ⅱ)	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

## 備考

- 第2種区域(Ⅰ)、第2種区域(Ⅱ)、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。
  - 学校
  - 保育所
  - 病院及び診療所
  - 図書館
  - 特別養護老人ホーム
  - 幼保連携型認定こども園
- 第1種区域、第2種区域(Ⅰ)、第2種区域(Ⅱ)、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
  - 第2種区域(Ⅰ) 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市及び用途地域の定めのある町村の地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の区域
  - 第2種区域(Ⅱ) 紀の川市及び岩出市の地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の区域並びに用途地域の定めのない町村の全域
  - 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - 第4種区域 工業地域及び工業専用地域
- 風力発電施設から発生する騒音にあつては、当該騒音により当該施設周辺の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、この表に定める基準によらないことができる。
- デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の

数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

7 騒音の測定場所は、原則として、工場等の敷地境界線とする。

## (その6) 振動に係る排出基準

(単位 dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前8時まで
第1類区域	60	55
第2類区域	65	60

## 備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1類区域の夜間を除く。
  - (1) 学校 (2) 保育所 (3) 病院及び診療所 (4) 図書館 (5) 特別養護老人ホーム (6) 幼保連携型認定こども園
- 2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
  - (2) 第2類区域 上記以外の地域
- 3 測定場所は、原則として、工場等の敷地境界線とする。
- 4 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 6 振動の測定方法は次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - イ 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
    - ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3 dB	4 dB	5 dB	6 dB	7 dB	8 dB	9 dB
補正值	3 dB	2 dB		1 dB			

- 7 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が、変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合はその変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(その7) 悪臭に係る排出基準

悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域以外の地域に係る悪臭の排出の基準は、工場又は事業場の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められる程度とする。

別表第6(第7条関係) 粉じんに係る設備基準

項	施設の種類	設備基準
1	粉体原材料等の堆積場 (鉱物(コークスを含む。)及び土石を除く。)	<p>粉じんが飛散するおそれのある粉体原料等を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
2	ベルトコンベア	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物等を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号、第4号、第5号又は第6号の措置が講じられていること。</li> <li>3 密閉式にすること。</li> <li>4 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>5 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>6 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	粉砕施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 湿式又は密閉式にすること。</li> <li>6 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	ふるい (6の項に掲げるものを除く。)	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 湿式又は密閉式にすること。</li> <li>6 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
5	セメント加工又は製造の用に供するもの (1) セメントサイロ (2) ホッパー (3) バッチャープラント	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。</li> <li>2 密閉式にすること。</li> <li>3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

項	施設の種類	設備基準
6	鉄鋼又は非鉄金属の加工の用に供するもの (1) 砂処理施設 (砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置及び混練装置に限る。) (2) 研摩施設 (湿式のもの及び工具(製品としての工具は除く。)の研摩の用に供するものを除く。) (3) シェイクアウトマシン	次の各号のいずれかに該当すること。 1 吸着式処理装置若しくは薬液等による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 2 バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
7	炭素又は黒鉛製品の製造の用に供するもの (1) 炭化施設 (2) 仕上施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
8	繊維工業の用に供するもの (1) 原綿の加工施設 (2) 綿の再生加工施設 (3) 起毛施設 (4) 剪毛施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 マルチサイクロン又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
9	研摩施設 (6の項に掲げるもの、湿式のもの及び工具(製品としての工具は除く。)の研摩用に供するものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 1 マルチサイクロン、バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第7(第8条関係) 地下浸透禁止物質

1	亜鉛及びその化合物	8	ニッケル及びその化合物
2	カドミウム及びその化合物	9	ひ素及びその化合物
3	クロム化合物(六価を含む。)	10	フェノール類
4	シアン化合物	11	フッ化水素
5	水銀及びその化合物	12	マンガン及びその化合物
6	銅及びその化合物	13	有機燐
7	鉛及びその化合物		

別表第8 (第19条関係) 緊急時に該当する事態

1 硫黄酸化物

区 分	発 令 基 準
1 情報	(1) 0.2ppm以上の状態になったとき。
2 注意報第1号	情報の措置を講じたにもかかわらず、さらに次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 0.2ppm以上の状態が3時間継続したとき。 (2) 0.3ppm以上の状態が2時間継続したとき。 (3) 48時間の平均値が0.15ppm以上の状態になったとき。 (4) 0.4ppm以上の状態になったとき。
3 注意報第2号	(1) 注意報第1号の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.4ppm以上の状態が継続すると認められるとき。
4 警報	(1) 注意報第2号の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.5ppm以上の状態になったとき。
5 重大緊急警報	警報の措置を講じたにもかかわらず、さらに次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 0.5ppm以上の状態が3時間継続したとき。 (2) 0.7ppm以上の状態が2時間継続したとき。

2 浮遊粒子状物質

区 分	発 令 基 準
1 情報	(1) 1.5mg / m <sup>3</sup> 以上の状態になったとき。
2 注意報	(1) 情報の措置を講じたにもかかわらず、さらに2.0mg / m <sup>3</sup> 以上の状態が2時間継続したとき。
3 警報	(1) 注意報の措置を講じたにもかかわらず、さらに3.0mg / m <sup>3</sup> 以上の状態が2時間継続したとき。
4 重大緊急警報	(1) 警報の措置を講じたにもかかわらず、さらに3.0mg / m <sup>3</sup> 以上の状態が3時間継続したとき。

3 一酸化炭素

区 分	発 令 基 準
1 情報	(1) 20ppm以上の状態になったとき。
2 注意報	(1) 情報の措置を講じたにもかかわらず、さらに30ppm以上の状態になったとき。
3 警報	(1) 注意報の措置を講じたにもかかわらず、さらに40ppm以上の状態になったとき。
4 重大緊急警報	(1) 警報の措置を講じたにもかかわらず、さらに50ppm以上の状態になったとき。

#### 4 二酸化窒素

区 分	発 令 基 準
1 情報	(1) 0.4ppm以上の状態になったとき。
2 注意報	(1) 情報の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.5ppm以上の状態になったとき。
3 警報	(1) 注意報の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.8ppm以上の状態になったとき。
4 重大緊急警報	(1) 警報の措置を講じたにもかかわらず、さらに1ppm以上の状態になったとき。

#### 5 オキシダント

区 分	発 令 基 準
1 予報	(1) 0.10ppm以上の状態になったとき。
2 注意報	(1) 予報の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.12ppm以上の状態になったとき。
3 警報	(1) 注意報の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.30ppm以上の状態になったとき。
4 重大緊急警報	(1) 警報の措置を講じたにもかかわらず、さらに0.40ppm以上の状態になったとき。

#### 備考

- それぞれ各号に掲げる値については、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとし、浮遊粒子状物質を除き、大気中における含有率の1時間値(単に「1時間値」という。)を表わす。
  - 硫黄酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器
  - 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器
  - 一酸化炭素 非分散形赤外分析計法による一酸化炭素測定器
  - 二酸化窒素 ギルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器
  - オキシダント 日本産業規格B7957に定める濃度の中性リン酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であって日本産業規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器
- 浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。
- オキシダントの範囲は、大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他よう化カリウムと反応してよう素を遊離させる酸化性物質とする。

#### 別表第9(第23条関係) 特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、午後7時から翌日の午前7時までの時間(以下この号においてこの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

#### 備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第9の2(第23条関係) 特定建設作業に伴って発生する振動の基準

- 1 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地の境界線において75デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の振動が、午後7時から翌日の午前7時までの時間(以下この号においてこの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。
- 4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。
- 5 特定建設作業の振動が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合、道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

## 備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - イ 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
    - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3 d B	4 d B	5 d B	6 d B	7 d B	8 d B	9 d B
補正值	3 d B	2 d B		1 d B			

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 測定器の指示器が、変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合はその変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 10 (第 25 条関係) 飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

(単位 デシベル)

区域の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	第 5 種区域
規制基準	40	45	55	60	45

備考

- 1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域及び第 5 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
  - (2) 第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
  - (3) 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (4) 第 4 種区域 工業地域及び工業専用地域
  - (5) 第 5 種区域 前各号に規定する区域以外の区域
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
  - (1) 病院及び診療所
  - (2) 特別養護老人ホーム
- 3 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 6 騒音の測定場所は、原則として飲食店営業等を営む営業所の敷地境界線とする。

別表第 11 (第 25 条関係) 深夜における音響機器の使用の制限区域

第 1 種区域	別表第 10 に規定する第 1 種区域
第 2 種区域	別表第 10 に規定する第 2 種区域
第 3 種区域	別表第 10 に規定する第 3 種区域
第 4 種区域	別表第 10 に規定する第 4 種区域

別表第 12 (第 30 条関係) 屋外燃焼行為の制限物質

物 質 名	
1	ゴム
2	硫黄
3	ピッチ
4	皮革
5	合成樹脂
6	木皮
7	廃材
8	廃油
9	被覆線

## 指定工場設置許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

申請人

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例第20条第1項の規定により、下記工場について許可を受けたいので別紙のとおり申請します。

### 記

指定工場の名 称	
指定工場の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )
※ 受 理 年 月 日 第 号	※ 許 可 年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙 1

従業員	人	作業体制		敷地面積	m <sup>2</sup>
業種			排水先		
主要生産品	品目	月間生産量	品目	月間生産量	
主要原材料	品目	月間使用量	品目	月間使用量	
公害防止担当部課 (責任者氏名)		部 課 ( )			
工程の概要	◎				
工場配置図	◎				
工事着手 予定年月日	年 月 日	工事完成 予定年月日	年 月 日		

備考 ◎印については別紙とし、できる限り図面、表等を利用することとし、面積、用途についても記入すること。

別紙 2

名称		能力	数	構造、配置、使用方法	ばい煙等の処理の方法	
施設又は装置				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
				▲	▲	
使用予定電力量		[kW / 日]		うち自家発電能力	[kW / 日]	
総用水量	工業用水	上水	地下水	海水	河川水	計
	[m³/日]	[m³/日]	[m³/日]	[m³/日]	[m³/日]	[m³/日]
使用燃料	燃料等の種類		1時間当たり燃料使用能力		重油換算 [L/日]	
	計					
公害防止措置の概要		▲				
残さい物の種類、発生量及び処理の方法		▲				

- 備考 1 ▲印については別紙とし、できる限り図面、表等を利用することとする。  
 2 燃料等については施設に係る変圧器の定格容量を含む。

## 指定工場変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

申請人

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例第21条第1項の規定により、下記工場について、変更の許可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

### 記

指定工場の 名 称	
指定工場の 所 在 地	(郵便番号 ) (電話番号 )
※ 受 理  年 月 日 第 号	※ 変更許可  年 月 日 第 号

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別紙 1

指定工場	許可番号	第 号	条例第20条第1項の規定により 年 月 日 許可	
			条例第21条第1項の規定により 年 月 日 届出	
	名称			
	所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )		
従業員	人	作業体制	敷地面積	m <sup>2</sup>
業種	変更前	変更後	排水先	
主要生産品	品目	月間生産量	品目	月間生産量
主要原材料	品目	月間使用量	品目	月間使用量
公害防止担当部課(責任者氏名)			部 課( )	
工程の概要	◎変更前		◎変更後	
工場配置図	◎変更前		◎変更後	
工事着手 予定年月日	年 月 日		工事完成 予定年月日	年 月 日

備考 ◎印については別紙とし、できる限り図面、表等を利用することとし、画積、用途についても記入すること。

別紙 2

		名 称	能 力	数	構造、配置、 使用方法	ばい煙等の 処理方法
施設 又は 装置	変更前					
	変更後				▲	▲
	変更前					
	変更後				▲	▲
	変更前					
	変更後				▲	▲
	変更前					
	変更後				▲	▲
使用予定電力量		kW/日		うち自家発電能力		kW/日
総 用 水 量	工業用水	上 水	地 下 水	海 水	河 川 水	計
	[m <sup>3</sup> /日]					
使 用 燃 料	燃料等の種類		1時間当たり燃料使用能力		重油換算 [L/日]	
	計					
公害防止措置の概要		▲変更前			▲変更後	
残さい物の種類、 発生量及び処理方法		▲変更前			▲変更後	

- 備考 1 ▲印については別紙とし、できる限り図面・表等を利用すること。  
2 燃料等については施設に係る変圧器の定格容量を含む。

## 指定工場既設届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例第22条第1項の規定により、下記工場について、別紙のとおり届け出ます。

記

指定工場の名 称	
指定工場の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )

※ 受 理	※ 許 可
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
3 別紙は、第1号様式の別紙1～2を用いること。

指定工場 設置  
変更 工事完成届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

指定工場の 設置  
変更 工事を完成したので、和歌山県公害防止条例第23条第1項の

規定により、次のとおり届け出ます。

記

指定工場の名称			
指定工場の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )		
業 種			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
設置・変更工事完了日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
* 受 理 年 月 日	年 月 日		
* 備 考			

- 備考 1 \*印欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第5号様式（第13条関係）  
（その1）

## 特定施設設置（既設）届出書（大気）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地) { 電話 }  
郵便番号

届出者 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

和歌山県公害防止条例第24条第1項（第25条第1項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

該当するものを ○で囲む。	(1) 硫黄酸化物及びばいじん (2) 有害物質 (3) 粉じん (4) 悪臭		
工場等の名称		常時使用する 従業員数	
工場等の所在地		公害防止責任者	担当部課（室）名
業 種			担当者職氏名
特定施設の種類	★	※受理年月日	
		※整理番号	
特定施設の構造	★	※審査結果	
特定施設の 使用の方法	★	※備 考	
ばい煙等の処理 （管理）の方法	★		

備考

- 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 ★印の欄の記載については別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 付近見取図並びに施設の配置図を添付すること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、やむを得ないものを除き日本産業規格A4とする。

別記第5号様式（第13条関係）  
（その2）

## 特定施設設置（既設）届出書（水質）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地) (電話 郵便番号)

届出者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
氏名

和歌山県公害防止条例第24条第1項（第25条第1項）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		排出水の汚染状態及び量 ▲	
工場等の所在地		用水及び排出水の状況 ▲	
業 種		※受理年月日	
常時使用する従業員数		※整理番号	
特定施設の種類		※審査結果	
特定施設の構造 ▲		※備考	
特定施設の使用の方法 ▲			
汚水等の処理の方法 ▲		公害防止責任者	

**備考**

- 1 ▲印の欄については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄については記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、やむを得ないものを除き日本産業規格A4とする。

別記第5号様式（第13条関係）  
（その3）

## 特定施設設置（既設）届出書（騒音・振動）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話

郵便番号

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例 第24条第2項(第25条第2項) の規定により、特定施設  
第24条第3項(第25条第3項) に

ついて、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			工場等の事業内容		
工場等の所在地			区域の区分	第 第	種区域 類区域
常時使用する従業員数			※ 整理番号		
騒音・振動の防止の方法			※ 受理年月日	年	月 日
設置予定年月日	年	月	日	※ 審査結果	
使用開始予定年月日	年	月	日	※ 備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

**備考**

- 1 特定施設の種類の欄には、番号及び名称を記載すること。
- 2 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙にすることができる。なお特定施設の構造及び配置、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音・振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 添付書類
  - (1) 工場等及びその周辺の略図（縮尺のあるもの）
  - (2) 作業工程図

別記第6号様式（第14条関係）  
（その1）

## 特定施設変更届出書（大気）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話

郵便番号

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例第26条第1項の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

該当するものを○で囲む。		(1)硫黄酸化物及びばいじん (2)有害物質 (3)粉じん (4)悪臭	
工場等の名称		公害防止責任者	担当部課（室）名
工場等の所在地			担当者氏名
特定施設の種別	★	※受理年月日	年 月 日
特定施設の構造	★	※整理番号	
特定施設の使用の方法	★	※審査結果	
ばい煙等の処理（管理）の方法	★	※備考	

備考

- 1 ※印の欄には記載しないこと。
- 2 ★印の欄の記載については別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 施設の配置図を添付すること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

別記第6号様式（第14条関係）  
（その2）

## 特定施設変更届出書（水質）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話

郵便番号

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県公害防止条例第26条第1項の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※受理年月日	
工場等の所在地		※整理番号	
特定施設の種類		※審査結果	
変更の概要	変更前		
	変更後		
特定施設の構造 (特定施設の使用方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量、用水及び排水の状況)	▲	公害防止責任者	

- 備考
- ▲印については別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 変更部分については、変更前、変更後の内容を対照させること。
  - ※印の欄には記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 特定施設変更届出書（騒音・振動）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話
郵便番号

届出者

氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

和歌山県公害防止条例 第26条第2項 の規定により、特定施設の構造等の変更  
第26条第3項  
について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称				区域の区分		第	種	区域	
工場等の所在地				変更開始予定年月日		年	月	日	
騒音・振動の防止の方法	変更前			※整理番号					
	変更後			※受理年月日		年	月	日	
					※審査結果				
					※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻		
			変更前	変更後	変更前 (時・)	変更後 (時・)	変更前 (時・)	変更後 (時・)	

**備考**

- 1 特定施設の種類の欄には、番号及び名称を記載すること。
- 2 騒音・振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によること。なお、できる限り図面、表等を利用することとし、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

## 氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話

郵便番号

届出者

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、和歌山県公害防止条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年	月 日
※受理年月日	年	月 日
備考		

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 指定工場(特定施設の使用)廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

指定工場(特定施設の使用)を廃止したので、和歌山県公害防止条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			
工場等の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )		
業 種			
許可番号		廃止年月日	年 月 日
特定施設の種類			
廃止の理由			
移転先所在地			
※受理年月日	年 月 日		

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 承 継 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

指定工場の設置の許可を受けた者（特定施設の届出をした者）の地位を承継したので、和歌山県公害防止条例第30条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称					
工場等の所在地		(郵便番号 ) (電話番号 )			
業 種					
被承継者	氏 名				
	住 所				
許 可 番 号	第	号	承継年月日	年	月 日
承 継 の 原 因					
特 定 施 設 の 種 類					
※受 理 年 月 日		年 月 日			

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 改善措置届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

公害防止に係る改善措置を完了したので、和歌山県公害防止条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	
工場等の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )
業 種	
改善命令年月日 及び書類番号	年 月 日 (第 号)
改善措置 完了年月日	年 月 日
公害防止に係る 改善措置の概要	
※受理年月日	年 月 日

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 事 故 の 状 況 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

工場等において事故が発生したので、和歌山県公害防止条例第35条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		
工場等の所在地		(郵便番号 ) (電話番号 )
業 種		
事故の状況	発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分
	発生原因	◎
	被害の内容	◎
応急措置の概要		◎
復旧工事	工事の概要	◎
	工事完了 予定年月日	年 月 日
事故処理担当部課		部 課 (電話 )
※受理年月日		年 月 日

備考 1 ◎印欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 特定建設作業実施届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

電話

郵便番号

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、和歌山県公害防止条例第36条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類				
特定建設作業の種類及び内容 〔くい打機等を使用する場合は、 くいの種類、口径、長さ及び本数〕				
特定建設作業に使用される機械の名称、 型式及び仕様（カタログでも可）並びに数				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年 月 日 から	年 月 日	まで	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	実働時間	作業日数
	時 分	時 分	時間	日
	時 分	時 分	時間	日

騒音又は振動の防止の方法			
発注者の氏名及び住所 〔法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		(電話 )	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		(電話 )	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、 当該下請負人の氏名及び住所（法人にあって は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地）		(電話 )	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、 当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		(電話 )	
※ 審査結果			
※ 市町村受付年月日	※受理年月日 年 月 日	※整理番号	※備考

備考

- 1 この届出書は、和歌山県公害防止条例施行規則別表第4及び別表第4の2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、上記別表第4及び別表第4の2に掲げる番号及び作業名を記入すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 7 添付書類
  - (1) 付近の略図（縮尺のあるものであって、周辺の住居等が明記されているもの。）
  - (2) 工事工程表

## 公害防止管理者選任（変更）届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

公害防止管理者を選任（変更）したので、和歌山県公害防止条例第51条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称			
工場等の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )		
業 種			
公 害 防 止 管 理 者	選任（変更）年月日	年 月 日	
	職 名		
	氏 名		
	担任業務の範囲		
変更前の公害防止管理者の氏名			
※ 受理年月日		年 月 日	
※ 備考			

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

和歌山県公害防止条例

指定工場

許可年月日 年 月 日 許可番号

許可者

工場設置者の氏名	
工場の名称	(電話番号 )
業 種	
公害防止管理者名	

20センチメートル以上

30センチメートル以上

（表）

(第 号)
<b>立入検査員証</b>
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は、和歌山県公害防止条例第54条第1項の規定により、 立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
和歌山県知事 <span style="float: right;">印</span>

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

8 センチメートル

（裏）

<b>和歌山県公害防止条例（抜粋）</b>
(報告及び検査)
第54条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている者に対して、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている施設若しくは作業の状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている者の工場等その他の場所に立ち入り、ばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させている施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(3) 第54条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

# 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例

昭和47年7月14日

条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用すべき排水基準及び当該排水基準を適用すべき区域の範囲について定めるものとする。

(上乗せ排水基準)

第2条 法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準を別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5のとおり定める。

(適用区域の範囲)

第3条 前条の規定により定める排水基準を適用する区域は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に定める排水基準を適用する区域 第1区水域、第2区水域、第3区水域及び第4区水域
- (2) 別表第2に定める排水基準を適用する区域 第1区水域
- (3) 別表第3に定める排水基準を適用する区域 第2区水域
- (4) 別表第4に定める排水基準を適用する区域 第3区水域
- (5) 別表第5に定める排水基準を適用する区域 第4区水域

2 前項の水域の範囲は、次のとおりとする。

水域	範囲
第1区水域	紀の川、橋本川、貴志川、土入川、大門川、有本川、真田堀川、市堀川(紀ノ川大橋から上流の水域)、和歌川(旭橋から上流の水域)、和田川、日方川(新湊橋から上流の水域)、山田川及び有田川(安諦橋から上流の水域)並びにこれらに流入する公共用水域
第2区水域	日高川及びこれに流入する公共用水域
第3区水域	次に掲げる海域等及びこれらに流入する公共用水域(第1区水域に含まれる水域を除く。) 1 和歌山市、海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町及び日高町の地先海域 2 築地川及び水軒川 3 市堀川紀ノ川大橋、和歌川旭橋、日方川新湊橋、女良川旭橋、加茂川硯橋及び有田川安諦橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
第4区水域	新宮市鈴島の北緯33度40分53秒東経135度59分38秒の地点と赤島の北緯33度39分37秒東経135度59分49秒の地点を結んだ直線、同島の北緯33度39分35秒東経135度59分47秒の地点から北238度に見通した直線、三輪崎漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第 2 条に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場または事業場から第 3 条に規定する区域に排出される排水については、第 2 条の規定は、1 年間はこれを適用しない。

附 則(昭和 48 年 12 月 19 日条例第 49 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第 2 条に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から第 3 条第 2 号に規定する区域に排出される排水については、第 2 条の規定は、3 月間はこれを適用しない。

附 則(昭和 49 年 10 月 16 日条例第 52 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法第 2 条に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場(以下「既設の工場又は事業場」という。)からこの条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条に規定する区域に排出される排水については、改正後の条例第 2 条の規定は、次の各号に掲げる水域につきそれぞれ同号に規定する日までは、適用しない。

(1) 第 1 区水域及び第 3 区水域に排出されるもので、1 日の平均排水量が 5,000 立方メートル以上にあつては昭和 50 年 12 月 31 日、5,000 立方メートル未満にあつては昭和 51 年 6 月 30 日

(2) 第 2 区水域に排出されるものについては、昭和 50 年 10 月 31 日

3 この条例による改正前の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく排水基準が適用されていた既設の工場又は事業場に係る排水基準については、前項に規定する日までは、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和 47 年 10 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特定施設を設置(増設を含む。)し、排水を排出している工場又は事業場で改正前の条例の規定に基づく排水基準が適用されているものに係る排水基準(1 日の平均排水量が 10 万立方メートル以上の工場又は事業場についての生活環境に係る排水基準を除く。)については、改正後の条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日条例第 83 号)  
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 26 日条例第 11 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日条例第 66 号)  
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 24 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 5 日条例第 58 号)  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場(法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。次項及び第 4 項において同じ。)から第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する区域(以下「適用区域」という。)に排出される水の汚染状態についての法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 附則別表に掲げる業種に属する特定事業場が同時に同表に掲げる業種以外の業種に属する場合は、当該特定事業場は同表に掲げる業種に属するものとする。
- 4 附則別表に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する特定事業場から排出される水(適用区域に排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、第 2 項の規定を適用する。

附則別表(附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係)

業種
金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業、電気めっき業、下水道業(金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)

備考 この表において「一定の条件」とは、排出基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 33 号)附則別表備考 2 に規定する一定の条件をいう。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 金属鉱業、非鉄金属第 1 次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。以下同じ。)、非鉄金属第 2 次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。以下同じ。)又は溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。以下同じ。)に属する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の法第 3 条第 1 項に規定する排水基準(以下「排水基準」という。)は、平成 29 年 11 月 30 日(金属鉱業に属する特定事業場にあつては、平成 31 年 11 月 30 日)までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用については、金属鉱業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、金属鉱業に属するものとし、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業又は溶融めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種(金属鉱業を除く。)に属する場合には、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業に属するものとする。
- 4 金属鉱業、非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業又は溶融めっき業に属する特定事業場から排出される水(排水を除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。
- 5 平成 26 年 12 月 1 日において現に設置されている法第 2 条第 2 項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、平成 27 年 5 月 31 日(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 3 に掲げる施設である場合にあっては、同年 11 月 30 日)までの間は、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 5 日条例第 52 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 電気めっき業に属する特定事業場(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下この項及び第 5 項において「法」という。)第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域に排出される水(第 4 項及び第 5 項において「排水」という。)の法第 3 条第 1 項に規定する排水基準(第 5 項において「排水基準」という。)は、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例(第 5 項において「改正後の条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 電気めっき業に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合には、電気めっき業に属するものとして、前項の規定を適用する。
- 4 電気めっき業に属する特定事業場から排出される水(排水を除く。)の処理施設については、電気めっき業に属するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている法第2条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、令和6年9月30日(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設である場合にあっては、令和7年3月31日)までの間は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 2 条関係)

有害物質に係る排水基準(許容限度)

区 分		種 類	シアン化合物	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)
		企業種	新設の工場 又は事業場	1リットルにつき シアン0.5ミリグラム

備考

- 1 「新設の工場又は事業場」とは、昭和 49 年 11 月 1 日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第2(第2条関係)

第1区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

(その1)

区分	項目 平均排水量 [m <sup>3</sup> /日]	生物化学的 酸素要求量 [mg/L]		化学的 酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 量 [mg/L]		ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (鉱油類含有 量) [mg/L]	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量) [mg/L]	フエ ノール 類含有 量 [mg/L]	銅 含有量 [mg/L]	亜鉛 含有量 [mg/L]	溶解性 鉄含有 量 [mg/L]	溶解性 マンガ ン含有 量 [mg/L]	クロム 含有量 [mg/L]	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大									
全業種	既設 の工 場又 は事 業場	50以上500未満	120	160	120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	100	140	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満	80	110	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満	60	90	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上30,000未満	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		30,000以上100,000未満	25	40	25	40	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	15	25	15	25	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
	新設 の工 場又 は事 業場	50以上500未満	80	110	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	60	90	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	20	30	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		20,000以上100,000未満	15	25	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	7	15	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1

備考

- この表は、下水道終末処理施設については適用しない。
- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(その2)

区分	項目	生物化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 [mg/L]	
		日間平均	最大	日間平均	最大
	排水基準	20	30	50	70

備考

- 1 この表は、下水道終末処理施設について適用する。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第3(第2条関係)

## 第2区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

区分	項目	生物化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質質量 [mg/L]		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) [mg/L]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) [mg/L]	フェノール類含有量 [mg/L]	銅含有量 [mg/L]	亜鉛含有量 [mg/L]	溶解性鉄含有量 [mg/L]	溶解性マンガ含有量 [mg/L]	クロム含有量 [mg/L]	
		日間平均	最大	日間平均	最大									
全業種	平均排水量 [m <sup>3</sup> /日]													
	既設の工場又は事業場	500以上2,000未満	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
	新設の工場又は事業場	50以上500未満	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		20,000以上100,000未満	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1

## 備考

- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第4(第2条関係)

## 第3区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

区分	項目	水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量 [mg/L]		化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 [mg/L]		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) [mg/L]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) [mg/L]	フェノール類含有量 [mg/L]	銅含有量 [mg/L]	亜鉛含有量 [mg/L]	溶解性鉄含有量 [mg/L]	溶解性マンガ含有量 [mg/L]	クロム含有量 [mg/L]	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大									
全業種	平均排水量 [m <sup>3</sup> /日]																
	既設の工場又は事業場	50以上500未満		120	160	120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満		100	140	100	140	130	180	5	30	3	3	2	10	10	2
		2,000以上5,000未満		80	110	80	110	100	150	3	10	2	3	2	10	10	1
		5,000以上10,000未満		60	90	60	90	80	110	2	10	1	2	2	5	5	1
		10,000以上30,000未満		40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		30,000以上100,000未満		25	40	25	40	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		100,000以上500,000未満		15	25	15	25	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
		500,000以上3,000,000未満		7	15	7	15	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1
	3,000,000以上		5	10	5	10	30	40	2	5	1	1	1	5	5	1	
	新設の工場又は事業場	50以上500未満		80	110	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
		500以上2,000未満	5.8以上8.6以下	60	90	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		2,000以上5,000未満	5.8以上8.6以下	40	60	40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上20,000未満	5.8以上8.6以下	20	30	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
20,000以上100,000未満		5.8以上8.6以下	15	25	15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1	
100,000以上500,000未満		5.8以上8.6以下	7	15	7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1	
500,000以上		5.8以上8.6以下	5	10	5	10	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1	

## 備考

- 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- この表の生物化学的酸素要求量の項は、第3条第2項の表の第3区水域の項に規定する海域等に流入する公共用水域について適用する。

別表第5(第2条関係)

第4区水域に適用する生活環境に係る排水基準(許容限度)

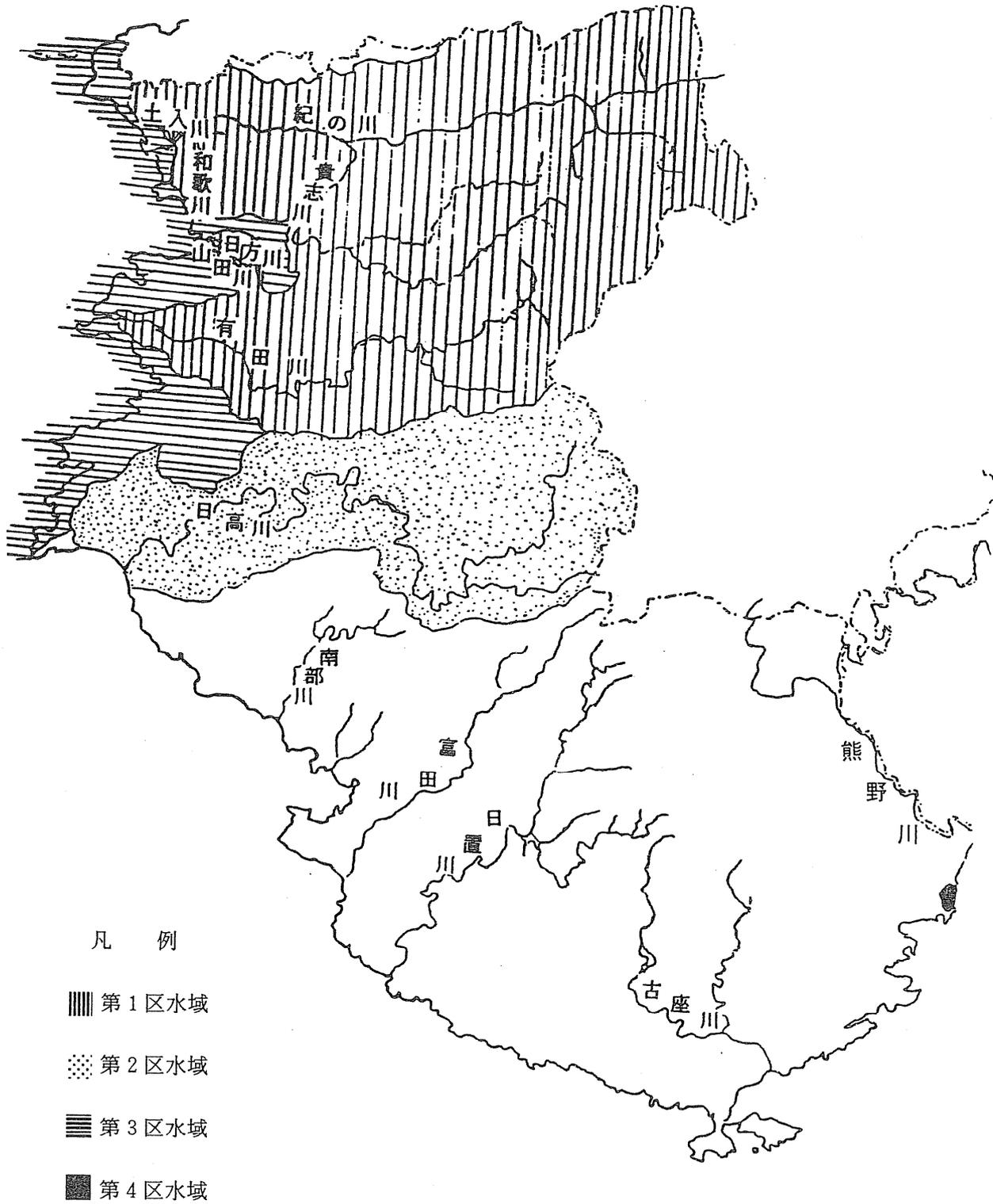
区分	項目		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 [mg/L]		浮遊物質 [mg/L]		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) [mg/L]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) [mg/L]	フェノール類含有量 [mg/L]	銅含有量 [mg/L]	亜鉛含有量 [mg/L]	溶解性鉄含有量 [mg/L]	溶解性マンガ含有量 [mg/L]	クロム含有量 [mg/L]
	平均排水量 [m <sup>3</sup> /日]			日間平均	最大	日間平均	最大								
全業種	既設の工場又は事業場	5,000以上		80	100	50	70	2	10	1	2	2	5	5	1
		50以上500未満		120	160	150	200	5	30	5	3	2	10	10	2
	新設の工場又は事業場	500以上 5,000未満	5.8以上 8.6以下	60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
		5,000以上 50,000未満	5.8以上 8.6以下	40	60	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
		50,000以上	5.8以上 8.6以下	20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1

備考

- 1 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年4月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年4月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいう。
- 2 この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(参 考)

上乘せ排水基準適用区域図



## 和歌山県公害防止条例第 1 条の 2 第 6 項に規定する 指定工場を定める条例

昭和 47 年 3 月 29 日  
条例第 6 号

和歌山県公害防止条例(昭和 46 年和歌山県条例第 21 号)第 1 条の 2 第 6 項に規定する指定工場は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 1 時間当たりの燃料使用能力が 5,000 リットル(重油換算)以上の工場
- (2) 1 日当たりの総排水量が 5,000 立方メートル以上の工場

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成 9 年 10 月 9 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。



## 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（抄）

平成11年12月24日

条例第38号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市 町 村
<p>8 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気の汚染、水質の汚濁、騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第8条の規定による監視及び測定</p> <p>(2) 条例第20条第1項の規定による許可及び同条第4項(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加</p> <p>(3) 条例第21条第1項の規定による許可</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 条例第23条第2項の規定による確認</p> <p>(6) 条例第27条第1項、第3項及び第5項、第31条第1項、第2項、第5項及び第8項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(8) 条例第28条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(9) 条例第32条の規定による許可の取消し</p> <p>(10) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(11) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(12) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(13) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(14) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	和歌山市

事 務	市 町 村
<p>9 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第24条第2項及び第3項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(3) 条例第27条第3項及び第5項、第31条第5項及び第8項、第34条並びに第38条第4項の規定による命令</p> <p>(4) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(8) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>各市町村(和歌山市を除く。)</p>

# 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成2年3月30日

条例第8号

## (設置)

第1条 地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開し、及び地域の環境保全に関する施設を整備することにより、和歌山県における環境の保全を図るため、和歌山県地域環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

## (繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(1) 地域環境保全活動基盤整備事業、地域環境保全に関する知識の普及事業、地域環境保全実践活動支援事業その他地域環境保全活動に関する事業

(2) 地域環境保全に関する施設の整備事業であって、知事が別に定めるもの

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成5年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成14年3月26日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(令和2年3月24日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例

昭和45年10月6日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下「法」という。)の規定及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(紛争処理の手續に要する費用で当事者の負担としないもの)

第2条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 第5条第1項の規定により参考人又は鑑定人に支給する費用
- (2) 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- (3) あっせん委員、調停委員又は仲裁委員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料
- (4) 呼出し又は送達のための郵便料又は電信料

(手数料)

第3条 法に基づく知事に対する調停若しくは仲裁の申請又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者(以下「申請者等」という。)は、1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

区 分	手 数 料
調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
	1 調停を求める事項の価額が100万円まで 1,000円
	2 調停を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円までの部分 その価額1万円までごとに 7円
	3 調停を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに 6円
	4 調停を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに 5円

区 分	手 数 料
仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して 得た額 1 仲裁を求める事項の価額が 100 万円まで <div style="text-align: right;">2,000 円</div> 2 仲裁を求める事項の価額が 100 万円を超え 1,000 万円までの部分 <div style="text-align: right;">その価額 1 万円までごとに 20 円</div> 3 仲裁を求める事項の価額が 1,000 万円を超え 1 億円までの部分 <div style="text-align: right;">その価額 1 万円までごとに 15 円</div> 4 仲裁を求める事項の価額が 1 億円を超える部分 <div style="text-align: right;">その価額 1 万円までごとに 10 円</div>
調停の手続への参加の 申立て	調停の申請の項により算出して得た額

- 2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によって算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、500 万円とする。
- 3 公害紛争処理法施行令(昭和 45 年政令第 253 号。以下「令」という。)第 6 条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の手数料を納めなければならない。
- 4 法第 36 条第 1 項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第 2 項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から 2 週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、第 1 項の表により算出して得た額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

(手数料の減免又は納付の猶予)

- 第 4 条 知事は、申請者等が貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、書面をもって、その旨を申請しなければならない。

(参考人等に対する費用の支給)

- 第 5 条 令第 10 条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料(以下これらを「旅費」という。)又は鑑定料を支給する。
- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和 41 年和歌山県条例第 34 号)の規定による 3

級以下の職務にある者に支給する旅費相当額とする。

- 3 旅費の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 4 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例による。
- 5 第 1 項の鑑定料の額は、鑑定人が当該鑑定を行うに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める額とする。
- 6 鑑定料の支給については、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

#### 附 則(昭和 60 年 3 月 27 日条例第 8 号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成 3 年 3 月 19 日条例第 8 号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 42 号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 89 号)

この条例は、公布の日から施行する。



# 公害に係る紛争処理の手續に要する 費用等に関する条例施行規則

昭和46年2月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例(昭和45年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手数料の減免)

第2条 条例第4条の規定による申請手数料(以下「申請手数料」という。)の減免は、次の各号のいずれかに該当する申請者について、当該各号に定めるところにより、申請手数料を免除し、又は軽減するものとする。

- (1) 申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。 免除
- (2) 申請者が所得税法(昭和40年法律第33号)により前年分の所得税(前年分の所得税の課税の有無が明らかでないときは、前前年分の所得税。以下同じ。)を納付すべき義務を有しないとき。  
当該申請手数料の額の2分の1に相当する額の軽減

(申請手数料の納付の猶予)

第3条 申請手数料の納付の猶予は、次の各号のいずれかに該当する申請者について、その該当する事実に基づき、その申請手数料を1時に納付することができないと認められる金額を限度として、2年以内の期間を限り、その納付を猶予するものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることがある。

- (1) 申請者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 申請者が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) その他前各号に準ずる事情があるとき。

(申請手数料の減免等の申請)

第4条 申請手数料の免除若しくは軽減又はその納付の猶予を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請手数料の免除を受けようとする場合 その者が生活保護法による保護を受けている旨を証する書面
- (2) 申請手数料の軽減を受けようとする場合 その者が所得税法による前年分の所得税を納付すべき義務を有しないことを証する書面
- (3) 申請手数料の納付の猶予を受けようとする場合 前条各号のいずれかに該当することを明

らかにすることができる書類

(申請手数料の減免等の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請手数料の免除若しくは軽減又はその納付の猶予を決定したときは、別記第2号様式による通知書により当該申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第145号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

申請手数料 免 除 申請書  
納付の猶予 納付の猶予

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名

次により公害紛争に係る 調停 仲裁 の申請手数料の 免 除 減 納付の猶予 をしてください。

- 1 調停 仲裁 を求める事項の価額
- 2 免 除 減 納付の猶予 を必要とする理由
- 3 納付の猶予を必要とする期間

別記第2号様式

申請手数料  
免除  
納付の猶予  
決定通知書

年 月 日

様

和歌山県知事

印

年 月 日付けで申請のあった公害紛争に係る調停又は仲裁の申請手  
数料の免除  
納付の猶予  
減については、次のとおり決定しました。

決定内容

# 大気汚染防止法による硫黄酸化物に係る総量規制基準

昭和52年8月1日

告示第605号

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第5条の2第1項及び第3項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る総量規制基準を次のように定める。

## 1 適用する区域

和歌山市、海南市及び有田市の区域

## 2 適用する工場又は事業場

工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を別表に掲げる換算方法により重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり0.8キロリットル以上である工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)とする。

## 3 総量規制基準

次に定める区分に従い、それぞれに定める式により算定される硫黄酸化物の量とする。

- (1) 昭和52年11月1日前に設置されている特定工場等(設置の工事を行っているものを含み、次号に該当するものを除く。)

$$Q = 4.73 (W - 0.7)^{0.8} + 4.29$$

この式においてQ及びWは、それぞれ次の値を表わすものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量(単位温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)  
W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計量(単位キロリットル毎時)

- (2) 昭和52年11月1日以降において新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等(工場又は事業場で硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により同日以後において新たに特定工場等となったものを含む。)及び同日以後において新たに設置された特定工場等

$$Q = 4.73 (W - 0.7)^{0.8} + 0.5 \times 4.73 \{ (W + W_i - 0.7)^{0.8} - (W - 0.7)^{0.8} \} + 4.29$$

この式においてQ、W及びW<sub>i</sub>はそれぞれ次の値を表わすものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量(単位温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)  
W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計量(W<sub>i</sub>を除く。)(単位キロリットル毎時)  
W<sub>i</sub> 特定工場等に昭和52年11月1日以後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した合計量(単位キロリットル毎時)

#### 4 適用期日

昭和52年11月1日(ただし、第3項第1号に掲げる特定工場等にあつては昭和53年3月31日)

改正文(平成 17 年 3 月 15 日告示第 298 号)抄

平成17年4月1日から適用する。

#### 別表(第2項関係)

原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

##### 1 燃料

次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位リットル)
原油・軽油	1リットル	0.95
ナフサ・灯油	〃	0.90
液化石油ガス	1キログラム	1.2
コークス炉ガス	〃	1.0
転炉ガス	〃	0.15
高炉ガス	〃	0.06
オフガス	〃	1.1
その他の燃料	1キログラム(液体燃料にあつては1リットル)	当該燃料の量1キログラム(液体燃料にあつては、1リットル)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油(重油1リットル当たりの総発熱量は9,900キロカロリーとする。)の量

##### 2 原料

次表の左欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。

原料の種類	原料の量	重油の量(単位リットル)
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1キログラム	0.22
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	1リットル	0.089
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	1キログラム	0.89
その他の原料	原料の量1単位を、その処理に伴い発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率0.5パーセント比重0.9)の量に換算する。	

# 大気汚染防止法による燃料使用基準

昭和 52 年 8 月 1 日

告示第 606 号

改正 平成 17 年 3 月 15 日 告示第 299 号

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第15条の2第3項の規定に基づき、燃料使用基準を次のように定める。

## 1 適用する地域

和歌山市、海南市及び有田市の区域

## 2 適用する工場又は事業場

工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり0.8キログラム未満の工場又は事業場とする。

この場合の原料及び燃料の量の重油の量への換算方法は、昭和52年和歌山県告示第605号(硫黄酸化物にかかる総量規制基準)別表に定めるところによる。

## 3 燃料使用基準

重油その他の石油系燃料の硫黄含有率を1.0パーセント以下とする。ただし、排煙脱硫装置が設置されている硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。

## 4 適用期日

昭和53年3月31日



## 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

平成 29 年 6 月 30 日  
告示第 831 号

改正 令和 4 年 10 月 28 日 告示第 1191 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「防止法」という。）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年和歌山県告示第 124 号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成 29 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る  $C_c$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{co}$ 、 $C_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $C_p$ 、 $C_{pi}$  及び  $C_{po}$  の値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前のおりとする。

### 1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域

### 2 適用する工場又は事業場

防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

### 3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

#### (1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

3	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	<p>昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	<p>昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

7	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	<p>昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
9	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	<p>平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
11	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	<p>平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
13	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

22	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 13 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
24	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 $L_c$ 、 $C_c$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{co}$ 、 $Q_c$ 、 $Q_{ci}$ 、 $Q_{cj}$ 、 $Q_{co}$ 、 $L_n$ 、 $C_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $Q_n$ 、 $Q_{ni}$ 、 $Q_{no}$ 、 $L_p$ 、 $C_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_p$ 、 $Q_{pi}$  及び  $Q_{po}$  は、次の (1) から (3) までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第 1 については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表第 2 号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第 2 については、施行令別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

(1) 化学的酸素要求量に係るもの

$L_c$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

$C_c$  別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (1) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

$C_{ci}$  別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (2) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Ccj 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qci 昭和55年7月1日(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては、昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))(単位 1日につき立方メートル)

Qcj 平成3年7月1日(12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日、24の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qco 特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(2) 窒素含有量に係るもの

Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cn 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cni 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qni 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(3) リン含有量に係るもの

Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cp 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpo Cpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qpi 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

別表第1

## (1) 化学的酸素要求量

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	100	90	90	90	80	80	80	80	70	70	70	70	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	30	30	30	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ、40、40とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	60	60	60	50	50	50	50	50	40	40	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	40	40	40	30	
9	寒天製造業	65	60	55	55	65	55	55	55	65	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	50	50	50	40	40	40	30	30	30	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85	85	65	50	60	60	40	40	60	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
17	味噌製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	50	50	50	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	50	50	50	50	
19	うまみ調味料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
20	ソース製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
21	食酢製造業	60	60	50	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	40	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	80	65	50	60	60	50	50	40	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	30	30	20	20	
26	生菓子製造業	60	60	60	50	50	50	50	40	40	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
28	米菓製造業	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	40	
30	植物油脂製造業	60	60	60	50	50	50	40	40	40	40	40	30	
31	動物油脂製造業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	40	30	
32	食用油脂加工業	50	50	50	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	50	50	50	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
35	めん類製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	60	60	60	45	40	40	40	30	40	40	40	30	
38	あん類製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	50	50	40	30	40	40	40	30	40	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	30	20	30	30	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
47	配合飼料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
48	単体飼料製造業	30	30	20	20	30	30	30	20	30	30	30	20	
49	有機質肥料製造業	50	50	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	30	30	20	20	
51	生糸製造業(副糸系精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	85	80	80	80	85	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シムケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	100	100	90	90	95	95	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	75	75	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗した織物及び防水した織物製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、10、30、30、10、20、20、20、10とする。
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	50	50	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。 )に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、80、80、80、70、60、60とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	110	110	100	90	100	100	90	90	90	90	80	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	110	110	100	100	110	110	100	100	80	80	70	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	
89	機械すき紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、70、70、60、60とする。
90	手すき紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	30	30	30	30	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	90	90	80	80	90	90	80	80	70	70	60	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	50	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
103	複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	30	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、160、160、160、150、150、160、155、150、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、90、90、80、80、90、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、150、140、130、130、150、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	50	50	40	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200、200、200、200、200、190、190、190、190、180、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、80、80、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、270、270、270、260、260、270、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190、190、190、190、180、170、170、170、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	60	60	50	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	120	120	120	110	120	120	120	110	
118	コーラトール製品製造業	130	130	120	120	130	130	120	120	130	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	40	40	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200、200、200、200、200、190、190、200、200、190、190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、60、60、70、60、60、60、60、60、50、50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、70、70、80、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、150、160、160、150、160、160、150、150とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、200、190、180、210、200、190、180、170、170、170、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	30	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
125	合成繊維製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、50、50、40、40、50、40、30、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
129	塗料製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	70	70	70	70	平成8年9月1日前の特定施設の係る量にあっては、第3欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90、90、90、80とする。
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	40	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
137	農業製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
138	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	170	170	170	170	170	160	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
147	石油精製業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、30、30、40、40、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、40、50、50、50、40とする。
149	コークス製造業	190	190	190	180	190	190	180	180	100	100	100	90	
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	60	60	50	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。) 同製品製造業	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	碎石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
172	うわ葉製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、40、40、40、40、40、40、40、40とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	铸鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	銃鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	铸鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛铸鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
201	電気めっき業	60	60	50	40	60	60	50	40	50	50	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	60	60	50	40	50	50	40	30	
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	40	40	40	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
215	リネンサプライ業	60	60	50	40	50	50	50	40	40	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	60	60	50	40	50	50	50	40	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
219	自動車整備業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	病院	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	50	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	(1)第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、40、50、50、40、40、40、40、40、40、40とする。 (2)単独式処理に係るもの(1)を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、40、50、50、50、40、40、40、40、40、40とする。 (3)第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、30、25、25、40、30、25、25とする。 (4)平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。 (5)(4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	60	60	60	60	50	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、30、30、30とする。 (2)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、40、35、35、40、40、35、35とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
225	廃油処理業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
228	と畜場	60	60	60	50	60	60	50	40	50	50	50	40	
229	中央卸売市場	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府、通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	35	35	30	20	30	30	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、60、50、40、25、60、50、40、25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20とする。

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

- (1)  $Q_c$ 又は $Q_{co}$ (特定排出水の量( $Q_{ci}$ 及び $Q_{cj}$ を除く。))に対するC値( $C_c$ 又は $C_{co}$ )
- (2)  $Q_{ci}$ (昭和55年7月1日(この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量( $Q_{cj}$ を除く。)))に対するC値( $C_{ci}$ )
- (3)  $Q_{cj}$ (平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値( $C_{cj}$ )
- (イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。
- (ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。
- (ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。
- (ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## (2)窒素含有量

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	50	45	25	25	25	20	
6	乳製品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	15	15	15	15	
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	40	40	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
16	野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
17	味そ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	35	35	35	35	
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
20	ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
22	砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	10	
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
25	パン製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
26	生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
28	米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
30	植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
32	食用油脂加工業	25	25	20	20	15	15	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	25	25	25	20	
38	あん類製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
44	清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
47	配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
50	たばこ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	30	25	20	20	20	20	15	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	20	20	20	20	15	15	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	25	15	15	15	15	綿織物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、80、80、55、55、55とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	20	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	10	
66	繊維工業で上塗した織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	20	20	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	15	15	15	10	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしセメケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセメケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
89	機械すきと紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
90	手すきと紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
91	塗工紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	20	20	15	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	(1)アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、75、70、65、40、40、40とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、210、210、210とする。 (3)尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、800、800、800、800、800、800、800とする。
103	複合肥料製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
105	ソーダ工業	15	15	15	15	15	15	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	15	15	15	10	
107	無機顔料製造業	40	40	40	40	30	30	30	30	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700、700、700、600、600、600、600とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、5000、5000、4500、5000、5000、5000、4500とする。 (2)酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580とする。 (3)モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、4500、4000、3500、5000、4500、4000、3500とする。 (4)イットリウム化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、120とする。 (5)酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、200、150とする。 (6)酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、230、200、150、230、230、200、150とする。 (7)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、60、60、60、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、50、50、45、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、60、30、30、30、30とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	15	15	15	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、40、40、40、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、30、30、30、30とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
115	脂肪族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、120、40、40、40、40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、500、500、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	20	20	20	15	
118	コーラルール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	410	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	55	55	55	50	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100、100、50、50、50、50とする。
120	プラスチック製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、35、35、35、35とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、40、40、40、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	70	60	50	15	15	15	15	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、65、55、35、30、25、20とする。 (2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、30、30、30、30とする。 (3)メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500とする。 (4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、35、30、25、20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	14	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	15	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、55、50、50、50、45、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	15	15	15	15	
129	塗料製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	15	15	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、115、100、30、30、30、25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15	15	
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	20	20	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	20	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
149	コークス製造業	950	900	800	700	400	400	400	400	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	15	
155	毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	20	
156	板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
157	板ガラス加工业	20	20	20	20	20	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	15	15	15	15	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	15	15	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
169	砕石製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	25	20	20	20	20	15	10	
172	うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	20	15	15	15	15	(1) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950、900、800、700、400、400、400、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、65、65、65、50、50、50、45とする。
175	フェアラロイ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
183	伸鉄業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、50、50、50、45とする。
185	引抜鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
187	ブリキ製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
188	亜鉛鉄板製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
194	铸鋼製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	
195	鋇鉄鋇物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
196	铸鉄管製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
197	可鍛铸鉄製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
198	鉄粉製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
200	非鉄金属製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	
201	電気めつき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、110、100、55、55、55、55とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	25	20	(1) 溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、40、40、40、40とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、50、50、50、50とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、20、20、15、10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、20、20、20、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、35、30、25、20、20、20、20とする。
207	精密機械器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
208	ガス製造工場	15	15	15	15	15	15	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45とする。
210	空瓶卸売業	30	30	25	25	15	15	15	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	30	30	25	25	15	15	15	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	30	25	25	15	15	15	15	
213	飲食店	60	55	50	45	30	30	30	30	
214	宿泊業	45	45	45	45	30	30	30	30	
215	リネンサプライ業	20	20	20	20	15	15	15	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	30	25	25	25	25	20	15	
219	自動車整備業	25	25	25	25	20	20	20	15	
220	病院	60	55	50	45	25	25	25	25	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、30、25、20、15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	20	15	
225	廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	40	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	25	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	25	25	20	15	
229	中央卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	
230	地方卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	50	50	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2) Qni(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cni)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## (3)りん含有量

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備 考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
4	非金属鉱業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	6	6	6	5	
6	乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	11	11	11	10	5.5	5.5	5.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
9	寒天製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	3	3	3	3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
12	冷凍水産物製造業	8	8	7	6	5.5	5.5	5.5	5	
13	冷凍水産食品製造業	8	8	7	6	6	6	6	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	8	4	4	4	4	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	7.5	7.5	7.5	7.5	3	3	3	3	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3	
17	味噌製造業	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	8	8	8	3	3	3	3	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
20	ソース製造業	6	6	6	6	2.5	2.5	2.5	2.5	
21	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	2	2	2	2	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	6	6	6	6	3	3	3	3	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
25	パン製造業	6	6	5.5	5	2.5	2.5	2.5	2.5	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	4	4	4	4	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6	6	5.5	5	3	3	3	3	
30	植物油脂製造業	6	6	6	6	2	2	2	2	米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、8、8、2、2、2、2とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32	食用油脂加工業	3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	6.5	6.5	6.5	6	3	3	3	3	
35	めん類製造業	6.5	6.5	6.5	6	2.5	2.5	2.5	2.5	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	4.5	4.5	4.5	4	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
38	あん類製造業	9	8	7	6	4	4	4	4	
39	冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	4.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4.5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	2	
42	果実酒製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業(副産糸練練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	4	3.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	2	2	2	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	5	5	3	3	3	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	2	2	2	2	2	2	1.5	1	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
94	セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	3	2.5	2	
101	製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	16	16	16	16	16	16	16	16	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
105	ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
106	電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7.5、7.5、7.5、6.5、5、5、5、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5、1.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5、1.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、4、4、4、4とする。
116	メタン誘導品製造業	3	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
117	発酵工業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
118	コーラルール製品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、5、5、5、5とする。
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	2	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、16、2、2、1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、2.5、2.5、2.5、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
136	火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
149	コークス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
156	板ガラス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
157	板ガラス加工業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	2	2	2	2	2	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
169	碎石製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
172	うわ葉製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4.5、4、3.5、3とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3	3	2.5	2	(1)溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5.5、5.5、5、3、3、3、3とする。 (2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、6、6、6、5.5とする。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
204	電子回路製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.5、4.5、4.5、4.5、2、2、2、2とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、2、2、2、2とする。
207	精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5、1、1、2、1.5、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、8、7、6、5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	3.5	3.5	3.5	3	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
213	飲食店	5.5	5.5	5.5	5	4	4	4	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	5	5	5	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	3	3	3	3	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	3	3	3	3	
220	病院	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3.5、3、2.5、2とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法により尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
225	廃油処理業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	4	4	4	4	3	3	3	3	
228	と畜場	9.5	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	3	3	3	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	4	3	3	3	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5	

備考 この表において、りんの項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2) Qpi(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## 別表第2

## (1) 化学的酸素要求量

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	100	90	70	70	80	70	70	70	75	70	60	60	
3	天然ガス鉱業	70	70	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	70	70	65	60	60	60	50	50	50	50	40	40	
6	乳製品製造業	50	50	35	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	80	80	65	50	60	60	50	50	50	50	40	40	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	60	60	50	40	50	50	50	40	50	50	40	30	
9	寒天製造業	110	90	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	70	60	50	40	50	40	30	30	50	40	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	80	70	60	50	70	60	40	40	60	50	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	100	90	65	50	60	60	40	40	60	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	50	40	30	
17	味そ製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	95	90	80	70	80	80	70	70	80	70	60	60	
19	うまみ調味料製造業	60	50	40	30	35	30	20	20	35	30	20	20	
20	ソース製造業	70	70	65	45	50	50	40	30	50	50	40	30	
21	食酢製造業	70	60	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
22	砂糖精製業	70	60	50	40	60	50	40	40	50	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	90	80	65	50	60	60	50	50	50	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	70	60	50	40	40	40	40	30	40	30	20	20	
26	生菓子製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
28	米菓製造業	70	60	50	40	70	60	50	40	70	60	50	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
30	植物油脂製造業	80	80	80	50	60	50	40	40	60	50	40	30	
31	動物油脂製造業	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	30	
32	食用油脂加工業	55	55	50	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	90	90	
34	穀類でんぷん製造業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	40	
35	めん類製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	50	40	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	80	70	60	45	60	50	40	30	50	50	40	30	
38	あん類製造業	80	70	60	60	70	70	60	60	70	70	60	50	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	50	40	30	20	40	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	60	50	40	30	55	50	40	30	50	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	60	50	40	30	50	40	30	20	40	40	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	60	50	40	50	50	40	30	50	50	40	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	60	50	40	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
47	配合飼料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
48	単体飼料製造業	70	60	50	40	50	40	30	20	50	40	30	20	
49	有機質肥料製造業	60	50	40	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
50	たばこ製造業	40	40	30	30	40	30	20	20	40	30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	60	50	30	30	60	50	30	30	60	50	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	90	80	80	80	90	80	80	80	80	80	70	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	60	50	40	40	60	50	40	40	60	50	40	40	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	110	80	80	80	100	80	80	80	100	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	80	70	50	50	70	70	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	100	80	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	90	90	110	100	90	90	110	100	90	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	70	60	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	60	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	70	60	50	40	70	60	40	40	70	60	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はバーティクルボード製造業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、10、30、30、10、20、20、20、10とする。
75	木材薬品処理業	40	25	20	20	40	25	20	20	40	25	20	20	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	70	70	70	60	70	70	70	60	70	70	70	60	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナードバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	150	150	150	140	150	140	130	130	130	130	120	120	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	90	90	80	80	90	90	80	80	90	90	80	80	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	60	60	60	60	50	50	60	50	40	40	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第3欄(1)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、80、80とする。
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	60	60	60	70	60	60	60	60	60	50	50	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	110	110	100	90	105	100	90	90	100	90	80	80	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	120	110	100	100	120	110	100	100	90	80	70	70	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	60	60	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	
89	機械すき和紙製造業	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	バルブ製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、70、60、60、60とする。
90	手すき和紙製造業	100	100	90	90	100	100	90	90	100	100	90	80	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
92	段ボール製造業	50	40	40	40	50	40	40	40	50	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	80	80	70	70	
94	セロファン製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	90	80	80	90	90	80	80	80	70	60	60	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	30	40	35	30	30	40	35	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	60	50	70	60	50	50	70	60	50	50	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
101	製版業	60	60	60	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	60	50	40	30	50	40	30	30	50	40	30	30	
103	複合肥料製造業	50	50	50	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
105	ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
106	電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
107	無機顔料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、60、60、50、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、70、70、60、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	70	70	60	60	70	70	60	60	60	50	40	40	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、280、280、250、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、100、90、90、80、80、90、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、150、140、140、150、140、130、130、150、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	70	60	60	60	50	50	50	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、220、210、200、210、200、190、190、200、190、180、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、70、80、80、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、50、50、70、60、50、50、70、60、50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	60	60	60	60	60	60	60	50	60	60	60	50	(1) 有機薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、290、280、270、270、280、270、260、260、280、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、210、200、190、210、200、190、180、190、180、170、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	75	75	70	60	60	50	40	40	60	50	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	70	70	70	60	70	70	60	60	70	60	50	50	(1) 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、220、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、110、100、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
117	発酵工業	130	130	130	120	130	120	120	110	130	120	120	110	
118	コールドール製品製造業	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	120	120	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	60	60	60	60	60	60	50	50	50	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、350、350、290、290、210、210、190、190、210、210、190、190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、60、60、50、50、60、60、50、50とする。 (2)硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、60、60、70、60、60、60、60、60、50、50とする。
121	合成ゴム製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、70、70、70、80、70、70、70とする。 (2)クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	90	90	70	60	90	85	60	50	80	80	60	50	(1)有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、310、300、290、280、280、280、270、270、280、280、270、270とする。 (2)有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、200、190、180、210、200、190、180、190、180、170、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	60	60	50	50	40	40	30	30	40	30	20	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
125	合成繊維製造業	50	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、50、50、40、40、50、40、30、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	50	50	50	50	50	50	40	40	50	50	40	40	
127	石けん・合成洗剤製造業	30	30	30	25	15	15	15	10	15	15	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	100	100	80	80	80	80	50	50	80	80	50	50	
129	塗料製造業	100	90	70	60	50	50	40	40	50	50	40	40	
130	印刷インキ製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	100	100	100	90	90	90	90	80	90	90	90	80	
132	医薬品製剤製造業	70	60	50	40	60	50	40	30	50	40	30	30	
133	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
135	動物用医薬品製造業	70	70	60	60	70	70	60	60	70	60	50	50	
136	火薬類製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、70、60、50、50とする。
137	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
138	合成香料製造業	150	140	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	50	40	30	30	50	40	30	30	40	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	50	50	40	40	50	50	40	40	50	50	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	180	180	180	180	180	180	180	170	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	70	60	50	40	60	50	40	40	60	50	40	40	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
147	石油精製業	40	40	40	40	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、40、30、30、40、40、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、70、60、50、40、70、60、50、40とする。
149	コークス製造業	200	200	190	180	190	190	180	180	120	110	100	90	
150	石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	70	70	70	60	50	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	毛皮製造業	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
156	板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。・同製品製造業)	60	60	50	50	60	60	50	50	60	60	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
169	砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
172	うわ薬製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、60、50、50、50、50、50、50、50、50、50とする。
175	フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
183	伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
184	磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185	引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186	伸線業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187	ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189	めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192	鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193	鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194	铸鋼製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
195	鉄鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196	铸铁管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197	可鍛铸铁製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
201	電気めっき業	70	60	50	40	60	60	50	40	60	60	50	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
208	ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	下水道業	60	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法については、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。
210	空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	50	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	60	50	70	60	50	40	60	50	40	30	
213	飲食店	70	70	60	50	60	60	50	40	50	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
214	宿泊業	70	60	50	50	60	50	40	40	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
215	リネンサプライ業	80	60	50	40	70	60	50	40	50	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	70	60	50	40	65	60	50	40	50	40	30	30	

整理番号	業務その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)												備考
		(1)				(2)				(3)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	70	60	60	60	70	60	60	60	70	60	60	60	
219	自動車整備業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	病院	60	50	30	30	50	40	30	30	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	50	45	40	45	40	40	40	45	40	40	40	(1)単独式処理に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、50、40、50、50、50、40、50、50、50、40とする。 (2)第2欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、30、25、25、40、30、25、25とする。 (3)平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。 (4)(3)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	80	80	70	70	70	70	60	60	60	60	50	平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	60	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、40、35、35、40、40、35、35とする。
224	ごみ処理業	50	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
225	廃油処理業	40	40	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	50	50	40	50	50	50	40	50	50	50	40	
228	と畜場	80	70	60	50	60	60	50	40	60	60	50	40	
229	中央卸売市場	50	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	50	40	30	30	40	40	30	20	40	30	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理にかかるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、60、50、40、25、60、50、40、25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20とする。

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

- (1) Qc又はQco(特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。))に対するC値(Cc又はCco)
  - (2) Qci(昭和55年7月1日(この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。)))に対するC値(Cci)
  - (3) Qcj(平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Ccj)
- (イ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。  
(ロ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。  
(ハ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。  
(ニ)指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## (2)窒素含有量

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	85	80	75	70	70	65	60	60	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	60	60	
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	25	20	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	60	55	50	45	35	30	25	20	
6	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	45	50	45	40	35	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30	
13	冷凍水産食品製造業	55	50	45	45	50	45	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
16	野菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
17	味噌製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	55	50	45	50	45	40	35	
19	うまみ調味料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
20	ソース製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
22	砂糖精製業	30	25	20	20	25	20	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15	10	
24	小麦粉製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
25	パン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
26	生菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
28	米菓製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
30	植物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
31	動物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
32	食用油脂加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
34	穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
47	配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
49	有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
50	たばこ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	綿織物染色工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100、100、60、55、50、45とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
66	繊維工業で上塗りの織物及び防水した織物製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
75	木材薬品処理業	30	25	20	20	25	20	15	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限り。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
89	機械すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
90	手すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
91	塗工紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
92	段ボール製造業	25	20	20	20	25	20	15	10	
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	製版業	30	25	20	20	25	20	15	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	70	65	60	55	(1)アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、75、70、65、70、65、60、55とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、430、430、430、430、210、210、210、210とする。 (3)尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600、1600、1600、1600、1200、1200、1200、1200とする。
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	45	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	
105	ソーダ工業	25	20	15	15	25	20	15	10	
106	電炉工業	25	20	15	15	25	20	15	10	
107	無機顔料製造業	80	70	60	50	60	55	50	45	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700、700、700、600、600、600、600とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	40	40	40	40	(1)バナジウム化合物及びモリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000、5500、5000、4500、6000、5500、5000、4500とする。 (2)酸化コバルト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580とする。 (3)イットリウム化合物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、150、150、150、150、150とする。 (4)酸化銀製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、200、150とする。 (5)酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、250、200、150、300、250、200、150とする。 (6)窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160、160、60、60、60、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪酸系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、55、50、45、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、120、110、100、60、60、60、60とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	55	50	45	30	25	20	15	
115	脂肪酸系中間物製造業	80	70	60	50	35	30	25	20	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、55、50、45、40とする。 (2)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、510、510とする。
116	メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
117	発酵工業	40	40	40	30	30	25	20	15	
118	コールドタル製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	70	70	60	50	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、180、180、120、110、100、90とする。
120	プラスチック製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	60	50	35	30	25	20	(1)窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、65、55、35、30、25、20とする。 (2)イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420、420、420、420、420、420、420、420とする。 (3)メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500、1500、1500、1500、1500、1500とする。 (4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、35、30、25、20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
127	石けん・合成洗剤製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	50	45	40	30	25	20	15	
129	塗料製造業	55	50	45	40	30	25	20	15	
130	印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	75	65	55	45	40	35	30	25	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、115、100、40、35、30、25とする。
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
133	生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
138	合成香料製造業	90	80	70	60	30	25	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	30	25	30	25	20	15	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	25	20	15	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
149	コークス製造業	1000	900	800	700	800	700	600	500	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
154	なめしかわ製造業	75	65	55	45	75	65	55	45	
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30	30	
156	板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
157	板ガラス加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
159	ガラス容器製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。・同製品製造業)	30	25	20	20	25	20	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25	20	30	25	20	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
165	生コンクリート製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
168	黒鉛電極製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
169	砕石製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	30	25	20	20	25	20	15	10	
172	うわ薬製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
173	高炉による製鉄業	35	35	35	25	30	25	20	15	(1)コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1000、900、800、700、800、700、600、500とする。 (2)ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、90、70、60、55、50、45とする。
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
183	伸鉄業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
184	磨棒鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
185	引抜鋼管製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
186	伸線業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	20	15	
188	亜鉛鉄板製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	
189	めっき鋼管製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
190	めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
194	铸鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	
196	鋳鉄管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
197	可鍛鉄製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
198	鉄粉製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
200	非鉄金属製造業	70	65	60	55	60	55	50	45	
201	電気めっき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、120、110、100、120、110、100、90とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	35	30	25	20	(1)溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、60、65、60、55、50とする。 (2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、90、90、90、90とする。
203	一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、25、20、15、10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、35、30、35、30、25、20とする。 (2)半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、35、30、25、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、30、25、20、20とする。
207	精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
208	ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	15	10	
209	下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。 (2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45とする。
210	空瓶卸売業	35	30	25	25	30	25	20	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	30	25	25	30	25	20	15	
213	飲食店	60	55	50	45	45	40	35	30	
214	宿泊業	60	55	50	45	45	40	35	30	
215	リネンサプライ業	35	30	25	25	30	25	20	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
219	自動車整備業	35	30	25	25	30	25	20	15	
220	病院	60	55	50	45	45	40	35	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	60	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、30、25、20、15とする。

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	60	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	45	40	40	45	40	35	30	
227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20	15	
228	と畜場	60	50	40	30	30	25	20	15	
229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	
230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	50	40	30	60	50	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2) Qni(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cni)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## (3)りん含有量

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
2	畜産農業	10	9.5	9	8.5	9	8.5	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
4	非金属鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	8	7	6	5	
6	乳製品製造業	16	14	12	10	8	7	6	5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	8.5	7.5	6.5	5.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
9	寒天製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	6	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	12	11	10	9	8	7	6	5	
12	冷凍水産物製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
13	冷凍水産食品製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	11	10	9	8	7	6	5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	12	11	10	9	5.5	5	4.5	4	
16	野菜漬物製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
17	味そ製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	
19	うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5	4.5	
20	ソース製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
21	食酢製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
22	砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
25	パン製造業	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
26	生菓子製造業	7.5	7	6.5	6	6.5	6	5.5	5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
28	米菓製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
30	植物油脂製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、14、5.5、5、4.5、4とする。
31	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32	食用油脂加工業	4	4	4	4	4	4	4	4	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
34	穀類でんぷん製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
35	めん類製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
37	豆腐・油揚げ製造業	7.5	7	6.5	6	5.5	5	4.5	4	
38	あん類製造業	9	8	7	6	8	7	6	5	
39	冷凍調理食品製造業	9	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	6	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
41	清涼飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	3.5	3	2.5	2	
42	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
43	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
44	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
47	配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
49	有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
50	たばこ製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6.5	6	5.5	5	4.5	4	3.5	3	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	9	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	4.5	4.5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。 )又はパーティクルボード製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
75	木材薬品処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドバルブ製造工程、リファイナードグラウンドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしケミグランドバルブ製造工程を含む。 )又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。 )に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。 )に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナードバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。 )に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
91	塗工紙製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
92	段ボール製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
94	セロファン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	
105	ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
106	電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
107	無機顔料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7、5、6.5、8、7、6、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3	2.5	2	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
116	メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
117	発酵工業	4	4	4	3.5	3	2.5	2	1.5	
118	アルコール製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、8、7、6、5とする。
120	プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、3、2.5、2、1.5とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
125	合成繊維製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
129	塗料製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	6	5.5	5	4.5	5	4.5	4	3.5	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、5、4.5、4、3.5とする。
132	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
136	火薬類製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
138	合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
149	コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	3	3	3	3	
156	板ガラス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
157	板ガラス加工業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)-同製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
169	砕石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
172	うわ薬製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)-又は電気炉(単独電気炉を含む。)-によるものに限る。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
182	鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
183	伸鉄業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
186	伸線業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
188	亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
193	鍛工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
194	鋳鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
195	鋳鉄铸件製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
198	鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
201	電気めっき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4.5、4、3.5、3とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	(1)溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、4.5、4、3.5、3とする。 (2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、8.5、7.5、6.5、5.5とする。
203	一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
204	電子回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、7、6.5、6、6.5、5.5、4.5、3.5とする。
206	輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、4.5、4、3.5、3とする。
207	精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	1.5	
208	ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
209	下水道業	4	3.5	3	2.5	4	3.5	3	2.5	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5、1、1、2、1.5、1、1とする。 (2)高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5、8、7、6、5とする。
210	空瓶卸売業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)								備考
		(1)				(2)				
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
213	飲食店	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	
214	宿泊業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
215	リネンサプライ業	8	7	6	5	6	5.5	5	4.5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	6	5.5	5	6	5.5	5	4.5	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
220	病院	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	8	7	6	5	5	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3.5、3、2.5、2とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	7	6	5	4	3.5	3	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
225	廃油処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
227	死亡獣畜取扱業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
228	と畜場	10	9	8	7	4.5	4	3.5	3	
229	中央卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
230	地方卸売市場	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	7	6	5	8	7	6	5	

備考 この表において、りんの中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1) Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2) Qpi(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ) 指定地域内事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和47年 7月20日

告示第488号

改正 昭和49年10月19日 告示第714号

平成17年 4月 1日 告示第608号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項および環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。))の別表2の2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型にかかる基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
和歌山市、海南市 及び有田市の地先 海域 (別記の1の水域)	和歌山下津港北港区 (別記の2の水域)	B	直ちに達成	
	和歌山下津港本港区 (別記の3の水域)	C	5年以内で可及的速 やかに達成	
	和歌山下津港南港区 (別記の4の水域)	B	直ちに達成	
	和歌山下津港海南港区 (別記の5の水域)	B	〃	
	和歌山下津港下津港区 (別記の6の水域)	B	〃	
	和歌山下津港有田港区泊地 (別記の7の水域)	B	〃	
	初島漁港区 (別記の8の水域)	B	〃	
	上記各港区以外の海域	A	〃	

### (別記)

- 1 和歌山市田倉崎の北緯 34 度 15 分 40 秒東経 135 度 3 分 50 秒の地点から有田市宮崎の鼻の北緯 34 度 4 分 15 秒東経 135 度 4 分 54 秒の地点に至る陸岸の地先海域ならびに市掘川紀ノ川大橋、日方川新湊橋、女良川旭橋および加茂川硯橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 2 和歌山下津港の北港区の西防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および

#### 陸岸に囲まれた海域

- 3 和歌山下津港の本港区の北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および陸岸に囲まれた海域ならびに市掘川紀ノ川大橋の下流の河川の区域に含まれる水域
- 4 和歌山下津港の本港区の北防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線の中心から半径 500 メートルの円弧と同円弧が一文字防波堤と交わる点から同防波堤に沿って北 343 度 30 分に見通した直線および陸岸に囲まれた海域で 3 の海域を除く海域
- 5 和歌山下津港の海南港区の北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結んだ直線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域ならびに日方川新湊橋の下流の河川の区域に含まれる水域
- 6 海南市青石鼻と北緯 34 度 7 分 0 秒東経 135 度 7 分 7 秒の地点を結んだ直線および陸岸に囲まれた海域ならびに女良川旭橋および加茂川硯橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 7 和歌山下津港の有田港区防波堤、同防波堤先端と同先端から北緯 83 度 30 分の線上 330 メートルの地点(北緯 34 度 5 分 33 秒東経 135 度 6 分 19 秒)を結んだ直線および陸岸に囲まれた海域
- 8 苅藻島三角点(標高 46. 84 メートル)から 73 度 30 分 1,316 メートルの地点をイ点とし、イ点から 295 度 430 メートルの地点(口点)まで引いた線、東燃ゼネラル石油株式会社排気ガス南側鉄塔南端から 174 度 91 メートルの地点をハ点とし、ハ点から 298 度 430 メートルの地点(二点)に引いた線、口点と二点を結んだ線および陸岸に囲まれた海域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和48年12月1日

告示第904号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
新宮市三輪崎地先 海域 (別記の1の水域)	三輪崎地先海域(甲) (別記の2の水域)	B	直ちに達成	
	三輪崎地先海域(乙) (別記の3の水域)	B	3年以内で可及的速 やかに達成	
	上記各水域以外の海域	A	直ちに達成	

### (別記)

- 1 鈴島の北緯 33 度 40 分 53 秒東経 135 度 59 分 38 秒の地点と赤島の北緯 33 度 39 分 37 秒東経 135 度 59 分 49 秒の地点を結んだ直線、同島の北緯 33 度 39 分 35 秒東経 135 度 59 分 47 秒の地点から北 238 度に見通した直線、三輪崎漁港北防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに佐野川紀勢本線菟川橋梁の下流の河川に含まれる水域
- 2 三輪崎漁港の北防波堤、同港の東防波堤、同港の南防波堤、新宮港の南防波堤、同防波堤先端と同港の西防波堤先端を結んだ直線、同港の西防波堤及び陸岸に囲まれた海域
- 3 紀勢本線菟川橋梁架橋部の河川を中心点から半径 1,000 メートルの円弧及び陸岸に囲まれた海域並びに同橋梁の下流の河川に含まれる水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和49年10月19日

告示第713号

改正 昭和59年 4月 5日 告示第249号  
 平成11年 4月 9日 告示第415号  
 平成17年 4月 1日 告示第606号  
 平成23年 3月22日 告示第283号  
 令和 3年 3月30日 告示第309号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
紀の川水域	橋本川	A	5年以内に可及的速やかに達成	
	貴志川	A	直ちに達成	
	土入川 (河合橋から上流の水域)	B	〃	
	土入川(河合橋の下流の水域)	C	〃	
内川水域	大門川	C	5年以内で可及的速やかに達成	
	有本川	C	〃	
	真田堀川	C	直ちに達成	
	市堀川 (紀ノ川大橋から上流の水域)	C	5年以内で可及的速やかに達成	
	和歌川(小雑賀橋から上流の水域)	B	直ちに達成	
	和歌川 (小雑賀橋から旭橋までの水域)	B	〃	
	和田川	B	〃	

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
山田川水域	山田川	D	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
有田川水域	有田川 (安諦橋から上流の水域)	A	直ちに達成	
日高川水域	日高川 (天田橋から上流の水域)	A	〃	
和歌山市、海南市 及び有田市の地先 海域	築地川及び水軒川の水域	海域C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	和歌川の河口(和歌川旭橋の 下流の河川の水域)	海域B	直ちに達成	
	有田川の河口(有田川安諦橋 の下流の河川の水域)	海域A	〃	
有田市、湯浅町、 広川町、由良町及 び日高町の地先海 域	有田市宮崎の鼻の北緯34度4 分54秒東経135度4分54秒の地 点から日高町大字阿尾小字御 野脇の北緯33度52分35秒東経 135度3分49秒の地点に至る陸 岸の地先海域	海域A	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和51年3月31日

告示第198号

改正 平成16年10月 1日 告示第1101号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
南部川水域	南部川 (南部大橋より上流の水域)	河川A	直ちに達成	
	古川	河川B	〃	
左会津川水域	左会津川(田辺大橋より高雄大橋の水域)	河川A	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	左会津川 (高雄大橋より上流の水域)	河川A	直ちに達成	
田辺市、みなべ町 及び白浜町の地先 海域 (別記1の水域)	文里港区(別記2の水域)	海域B	直ちに達成	
	田辺漁港区(別記3の水域)	海域B	〃	
	上記以外の水域	海域A	〃	

### (別記)

- 1 みなべ町森の鼻の北緯 33 度 44 分 19 秒東経 135 度 19 分 50 秒の地点から 270 度に引いた直線と白浜町瀬戸崎の北緯 33 度 40 分 05 秒東経 135 度 19 分 56 秒の地点から 270 度に引いた直線の間の陸岸の地先海域並びに左会津川田辺大橋、出井川岩井橋、名喜里川名喜里橋、千賀川国道暗渠、橋谷川橋谷橋及び大戸川大戸橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 2 田辺市五浦の北緯 33 度 42 分 29 秒東経 135 度 23 分 48 秒の地点と磯間東防波堤東端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤西端と磯間西防波堤東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸に囲まれた水域並びに出井川岩井橋、名喜里川名喜里橋、千賀川国道暗渠、橋谷川橋谷橋及び大戸川大戸橋の各下流の河川の区域に含まれる水域
- 3 江川新東防波堤、同防波堤先端と江川新西防波堤先端を結んだ直線、江川新西防波堤及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和52年4月30日

告示第340号

改正 平成23年 3月22日 告示第284号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
太田川水域	太田川(旭橋から上流の水域)	河川A	直ちに達成	
那智川水域	那智川 (市野々橋から上流の水域)	河川AA	直ちに達成	
	那智川 (市野々橋からJR紀勢本線那智川橋梁までの水域)	河川A	〃	
二河川水域	二河川 (JR紀勢本線二河川橋梁から上流の水域)	河川A	〃	
那智勝浦町及び太地町の地先海域 (別記1の水域)	勝浦漁区(別記2の水域)	海域B	〃	
	上記以外の水域	海域A	〃	

### (別記)

- 1 那智勝浦町狼煙山三角点の北緯 33 度 37 分 07 秒東経 135 度 57 分 18 秒の地点から 90 度に引いた直線と太地町鷹の巣崎の北緯 33 度 36 分 01 秒東経 135 度 57 分 06 秒の地点から 90 度に引いた直線との陸岸の地先海域並びに二河川の JR 紀勢本線二河川橋梁の下流の水域
- 2 那智勝浦町狼煙山三角点の北緯 33 度 37 分 07 秒東経 135 度 57 分 18 秒の地点と那智勝浦町中島ケタノ鼻の灯台の北緯 33 度 36 分 58 秒東経 135 度 57 分 08 秒の地点を結んだ直線、那智勝浦町中島の北緯 33 度 36 分 55 秒東経 135 度 57 分 01 秒の地点と那智勝浦町中島シケ島鼻の北緯 33 度 36 分 50 秒東経 135 度 56 分 54 秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和52年12月6日

告示第969号

改正 平成11年 4月16日 告示第479号

平成23年 3月22日 告示第285号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
熊野川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	河川A A	5年以内に可及的速やかに達成	
	熊野川(和歌山県の区域に属する水域)	河川A	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和53年3月31日

告示第235号

改正 平成23年 3月22日 告示第286号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
富田川水域	富田川(河口から上流の水域)	河川A	直ちに達成	
日置川水域	日置川(日置川大橋及び日置川小橋から上流の水域)	河川A A	〃	
古座川水域	古座川 (高瀬橋から上流の水域)	河川A A	〃	
串本町地先海域	串本港区(別記の水域)	海域A	〃	

### (別記)

橋杭の北緯33度29分8秒東経135度47分54秒の地点から一の島の北緯33度28分43秒東経135度48分1秒の地点(ア地点)を結んだ直線、ア地点から大島戸島崎の北緯33度28分40秒東経135度48分52秒の地点を結んだ直線、出雲地先杭石の防波堤、同防波堤東端と同防波堤延長線の苗我島を結んだ直線、苗我島の北緯33度27分24秒東経135度47分58秒の地点から大島猪喰鼻の北緯33度27分30秒東経135度48分17秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

昭和59年4月5日

告示第248号

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条第2項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の2に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
御坊市及び美浜町の地先海域	別記の水域	海域A	直ちに達成	

(別記)

紀伊日の御岬燈台と紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線の線上で紀伊日の御岬燈台から1,000メートルの地点を結んだ直線、同地点から壁川崎の北緯33度50分31秒東経135度9分58秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域並びに日高川天田橋、西川西川大橋、西川西川小橋及び熊野川昭和橋の各下流の河川の区域に含まれる水域

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成9年7月18日

告示第742号

改正 平成17年4月1日 告示第607号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号。以下「政令」という。)第1項の規定により、次表の水域の欄に掲げる公共用水域について当該水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。)を次表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域	該当類型	達成期間	左の水域の区域
紀伊水道東部海域(イ) (和歌山市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記1の水域
紀伊水道東部海域(ロ) (海南市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記2の水域
紀伊水道東部海域(ハ) (有田市及び海南市の地先海域)	海域Ⅲ	直ちに達成	別記3の水域
紀伊水道東部海域(ニ) (上記水域以外の海域)	海域Ⅱ	直ちに達成	別記4の水域

(別記)

- 1 和歌山市磯の浦西脇漁港西防波堤北端(北緯 34 度 15 分 18 秒、東経 135 度 05 分 57 秒)、同地点から南南西に 1,800m の地点(北緯 34 度 14 分 30 秒、東経 135 度 05 分 15 秒)及び和歌山市雑賀崎一文字防波堤南端(北緯 34 度 11 分 29 秒、東経 135 度 08 分 33 秒)を順次結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 2 和歌山市マリーナシティ西防波堤南端(北緯 34 度 08 分 45 秒、東経 135 度 10 分 32 秒)及び海南市冷水と海南市下津町塩津の陸岸の境界点(北緯 34 度 08 分 16 秒、東経 135 度 10 分 20 秒)を結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 3 有田市宮崎町男の浦漁港防波堤南端(北緯 34 度 04 分 16 秒、東経 135 度 05 分 45 秒)、同地点から北北西に 1,350m の地点(北緯 34 度 05 分 00 秒、東経 135 度 05 分 21 秒)及び海南市青石鼻(北緯 34 度 07 分 36 秒、東経 135 度 07 分 25 秒)を順次結ぶ直線並びに陸岸により囲まれた海域
- 4 和歌山県に属する瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)第 2 条に規定する瀬戸内海の区域であって政令別表 2 のハに規定する海域及び別記 1 から別記 3 までの水域を除いたもの

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成10年4月10日

告示第517号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項の規定により、次表の水域の欄に掲げる公共用水域について当該水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。)を次表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

水域	該当類型	達成期間	左の水域の区域
田辺湾	海域Ⅱ	直ちに達成	平成5年8月27日環境庁告示第67号に規定する田辺湾の範囲

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成23年3月22日

告示第287号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1に掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
日方川水域	日方川(新湊橋から上流の水域)	河川C	直ちに達成	
古座川水域	古座川(古座大橋から高瀬橋までの水域)	河川A A	〃	
熊野川水域	市田川(貯木橋から上流の水域)	河川D	〃	

## 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成26年10月10日

告示第1254号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1(1)イに掲げる類型をいう。)を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

### 別表

水域の名称	水域	該当類型	達成期間	備考
貴志川水域	貴志川(小川橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	貴志川(紀の川合流点から小川橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
有田川水域	有田川(二川ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	有田川(安諦橋から二川ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
日高川水域	日高川(椿山ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	日高川(天田橋から椿山ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
富田川水域	富田川(滝尻橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	富田川(河口から滝尻橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
日置川水域	日置川(殿山ダムから上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	日置川(日置川大橋及び日置川小橋から殿山ダムまでの水域)	生物B	直ちに達成	
橋本川水域	橋本川(全域)	生物B	直ちに達成	
南部川水域	南部川(南部大橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
左会津川水域	左会津川(田辺大橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
古座川水域	古座川(高瀬橋から上流の水域)	生物A	直ちに達成	
	古座川(古座大橋から高瀬橋までの水域)	生物B	直ちに達成	
太田川水域	太田川(旭橋から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
二河川水域	二河川(JR紀勢本線二河川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
那智川水域	那智川(JR紀勢本線那智川橋梁から上流の水域)	生物B	直ちに達成	
熊野川水域	熊野川(高田川合流点から上流の水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	
	熊野川(河口から高田川合流点までの水域のうち、和歌山県の区域に属する水域)	生物B	直ちに達成	
北山川水域	北山川(和歌山県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	

# 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準

平成22年3月2日

告示第175号

改正 平成26年3月25日 告示第326号

令和元年10月11日 告示第555号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第640号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)は、平成22年3月31日限り、廃止する。

## 1 騒音指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

## 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域(I)	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第二種区域(II)	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

## 備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 第一種区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域をいい、第二種区域(I)とは、同号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのある町村の地域のうち、当該用

途地域以外の区域をいい、第二種区域(Ⅱ)とは、同号に規定する用途地域の定めのない町村の全域をいい、第三種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第四種区域とは、同号に規定する工業地域及び工業専用地域をいう。

- 3 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
- 4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

# 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表第1号の規定による区域の指定

令和元年10月11日

告示第552号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

# 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の規定による区域の指定

令和元年10月11日

告示第551号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づく知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年和歌山県告示第322号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

- 1 a区域 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域（以下「騒音指定地域」という。）のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 3 c区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

# 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準

平成22年3月2日  
告示第176号

改正 平成26年3月25日告示第327号  
令和元年10月11日告示第556号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第643号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)は、平成22年3月31日限り、廃止する。

## 1 振動指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

## 2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

### 備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 第一種区域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域が定められていない地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 3 この表において、第一種区域(夜間を除く。)又は第二種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定す

る保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

- 4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

## 振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定

平成8年7月19日

告示第644号

改正 平成20年4月11日 告示第576号

平成22年3月 2日 告示第180号

平成26年3月25日 告示第324号

令和元年10月11日 告示第554号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1の付表第1号に規定する知事が指定する区域を次のとおり定め、平成8年8月18日から施行する。

なお、平成3年和歌山県告示第369号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定)は、平成8年8月17日限り、廃止する。

平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)第1項に定められた振動指定地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

# 振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に 規定する区域及び時間の指定

平成8年7月19日

告示第645号

改正 平成22年3月2日 告示第181号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2の備考第1項及び第2項に規定する知事が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成8年8月18日から施行する。

なお、平成3年和歌山県告示第370号(振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定)は、平成8年8月17日限り、廃止する。

## 1 区域の指定

### (1) 第1種区域

平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)第1項に定められた振動指定地域(以下「振動指定地域」という。)のうち、第1種区域として指定された区域

### (2) 第2種区域

振動指定地域のうち、第2種区域として指定された区域

## 2 時間の指定

(1) 昼間 午前8時から午後8時まで

(2) 夜間 午後8時から翌日の午前8時まで

# 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準

令和元年10月11日

告示第553号

悪臭防止法(昭和46年法律第98号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する事業場における特定悪臭物質の規制基準を次の2のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

## 1 悪臭指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

## 2 事業場における特定悪臭物質の規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の特定悪臭物質の種類の種類に依り、それぞれ同表の区域の区分欄に掲げる値とする。

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4

キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

備考

- 1 表各欄に掲げる値の単位は百万分率（ppm）とする。
  - 2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域をいい、第二種区域とは、第一種区域以外の区域をいう。
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。次項において「省令」という。）第3条第1項及び第2項に規定する方法により算出して得た流量とする。この場合において、同条第1項中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。
- (3) 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における濃度の規制基準は、省令第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。この場合において、同条中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。

# 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして 知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー

平成11年4月1日

告示第387号

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)別表第4の6から8までの規定により、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを次のように定め、平成11年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例施行規則別表4の6から8までに規定する一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーとは、現場における通常の作業において、当該機械から10メートル離れた地点における騒音が80デシベルを超えないものとみなされるものとして別表に定めるものとする。

## 別表

- 1 平成9年建設省告示第1536号第2条第1項及び第4項に基づく平成10年同省告示第1188号において、平成9年同省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械として指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー
- 2 平成9年建設省告示第1536号附則第2項に基づく同省告示第1702号において、平成14年9月30日までの間、同省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械とみなされるバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（前号に該当するものを除く。）

## 備考

デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。